

# 平成26年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

## ＜ 深 沢 地 域 ＞

日 時	平成26年7月3日(木) 午後2時～4時
場 所	深沢学習センター ホール
出 席 者	自治・町内会代表 20団体：20名 鎌倉市 9名
内 容	
第 1 部	市長からの説明「第3期基本計画とこれからの取組」..... P. 1
第 2 部	地域の懸案事項に関する報告 ..... P. 23 ①国鉄跡地周辺総合整備について ②スポーツ施設の整備について ③小型家電リサイクル法への対応について ④扇湖山荘の活用について
第 3 部	本年度の地域の議題に関する懇談 ..... P. 29 ①「市民提案型整備事業制度」の創設について ②「市民公園制度」の創設について ③「緑地等の維持管理活動補助金交付制度」の創設について ④市内防犯灯の「ESCO事業」によるLED灯化について ⑤富士塚の公園整備について ⑥災害時の弱者対策について ⑦軽度認知症検診や予防対策の実施について ⑧山崎町内会について ⑨モノレール深沢駅下のバリケードについて ⑩深沢多目的スポーツ広場の継続利用について ⑪その他地域の諸問題について
付 録	当日配布資料 ..... P. 65

平成26年度 ふれあい地域懇談会【深沢地域】 出席者名簿

(敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	梶原町内会	山井 一義	会長
2	梶原山町内会	大河内 重富	
3	鎌倉グリーンハイツ管理自治会	久保田 貢	
4	大峯自治会	瀧下 嘉弘	会長
5	寺分町内会	秋元 孝男	会長
6	大平山丸山町内会	天野 弘一	会長
7	西寺分自治会	内海 喜佐子	会長
8	山崎町内会	高井 久雄	会長
9	上町屋町内会	内海 宰	会長(司会)
10	笛田町内会	原山 博	会長
11	笛田東芝町内会	押切 正	会長
12	琵琶苑自治会	茂木 文男	会長
13	打越町内会	小川 博	会長
14	鎌倉山萩郷自治会	田所 精	
15	常盤町内会	矢澤 基一	会長
16	住友常盤自治会	安田 哲郎	会長
17	鎌倉うぐいす山自治会	森部 正典	会長
18	山崎西町内会	桧山 宏	会長
19	グレースシア鎌倉寺分自治会	稲坂 朋義	会長
20	サウスアリーナ鎌倉大船自治会	渡邊 育男	

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	経営企画部長	比留間 彰	
3	防災安全部次長	長崎 聡之	
4	市民活動部長	梅澤 正治	
5	健康福祉部長	柿崎 雅之	
6	環境部長	石井 康則	
7	都市整備部長	小磯 一彦	
8	拠点整備部長	山内 廣行	
9	深沢支所長	山田 次郎	

# 第1部 市長からの説明

## 【全地域共通】

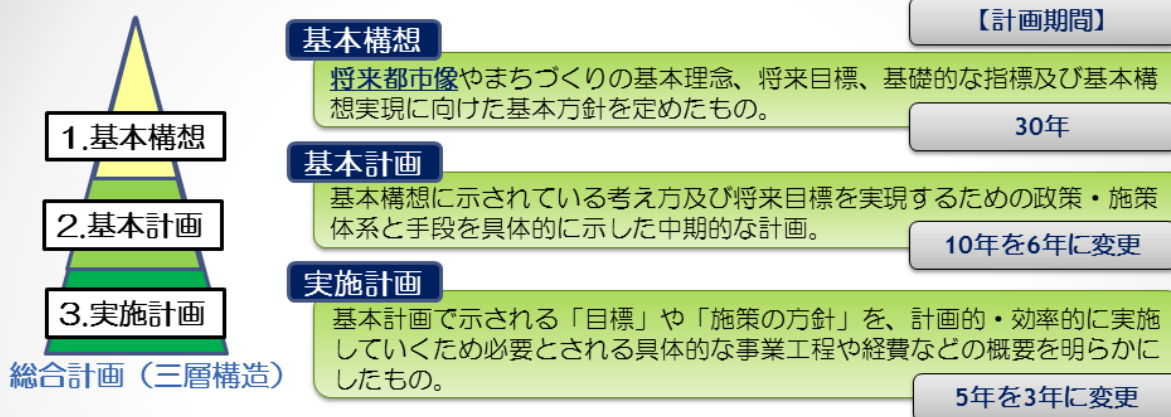
### 平成26年度 ふれあい地域懇談会

#### 第1部 第3期基本計画とこれからの取組

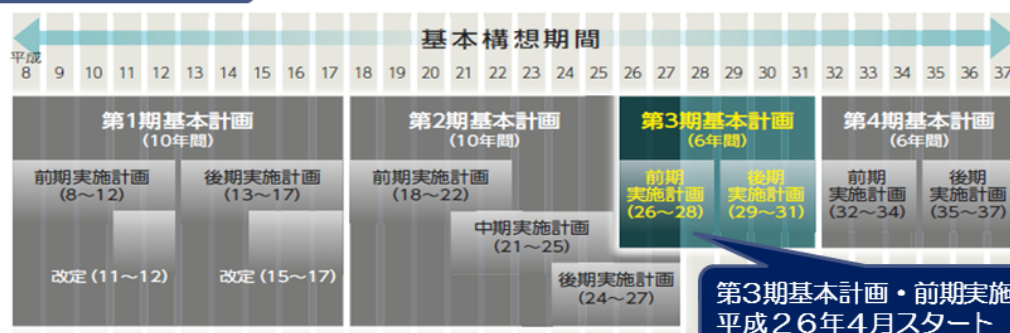


- ・第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画について
- ・「安全な生活の基盤づくり」につながる主な事業
- ・その他の主な重点事業
- ・ごみ処理の取組について
- ・第1部に関する質疑応答

# 鎌倉市総合計画とは



## 総合計画の計画期間



それでは、第1部、「第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画について」お話をさせていただきます。

この、総合計画や基本計画というものを市民の方々にお話しても、よく分からないと言われることがありますが、行政としては、これを基本において仕事を進めているという、人間で言うと背骨に当たる非常に重要な計画ですので、今回あらためて御説明させていただきます。

総合計画というものは、基本構想、基本計画、実施計画という3層構造でできています。

まず、基本構想というのは、平成8年からの30年間を貫く計画で、この鎌倉市が目指して行く長期的なビジョン、方向性を示しています。

基本計画は、それをさらに10年ごとに区切りまして、ある程度、各分野ごとの方向性というものを位置付けしています。

さらに、実施計画では、それぞれ個別具体的な事業について、財源なども明記をしながら、計画を示しているということで、上からだんだんと細かい計画になっていると捉えていただければ結構です。

そして、今は、平成26年ですので、第3期基本計画がスタートした年ということになりますが、ちょっと見ていただくと分かるように、今回は変則的に、第2期基本計画の10年間が終わる前に、第3期基本計画を2年間前倒してスタートしまして、この後の第4期と6年間ずつの基本計画としました。

# 総合計画見直しの背景

## 本市の抱える課題

### ①大幅な財源不足と厳しい財政見通し

表1 計画自由財源と後期実施計画推計事業費（一般会計）

（単位：億円）

	推計期間				合計
	H24	H25	H26	H27	
実施計画に充当可能な財源(計画自由財源)①	21.6	16.1	9.3	27.1	74.1
後期実施計画事業費(一般財源)②	37.5	49.6	52.6	41.1	180.9
財源不足額 ③=①-②	▲15.9	▲33.5	▲43.3	▲14.0	▲106.8

※端数計算の関係上、「合計」欄の数値に不一致が生じています。

### ②公共施設の老朽化

昭和30～40年代の大規模開発に伴う公共施設整備 → 老朽化の進行

### ③防災・減災対策

大震災や大津波への対策が新たに緊急を要する課題に



課題に対応して、持続可能なまちづくりを実現するため、次期計画を前倒して策定

それでは、なぜ、基本計画のスタートを2年間前倒したかということですが、一番大きな理由としては、大幅な財源不足ということがあります。

この前の、第2期基本計画の後半4年間の推計では、106億円の財源不足が見込まれていました。市民の皆さんからのいろいろな要望を、計画として位置付けていきますが、それらがどんどん増えてきている一方で、税収が思うように伸びてこないため、財源が追いついてこないという実態がありました。

実際に、実施計画の中で計画として明記したにもかかわらず、実施できなかったという事業もありますので、それではやはり、市民の皆さんにお示しする計画としては十分ではないということで、身の丈に合った計画に作り直していこうというのが、今回、見直しをするに至った一番大きな理由です。

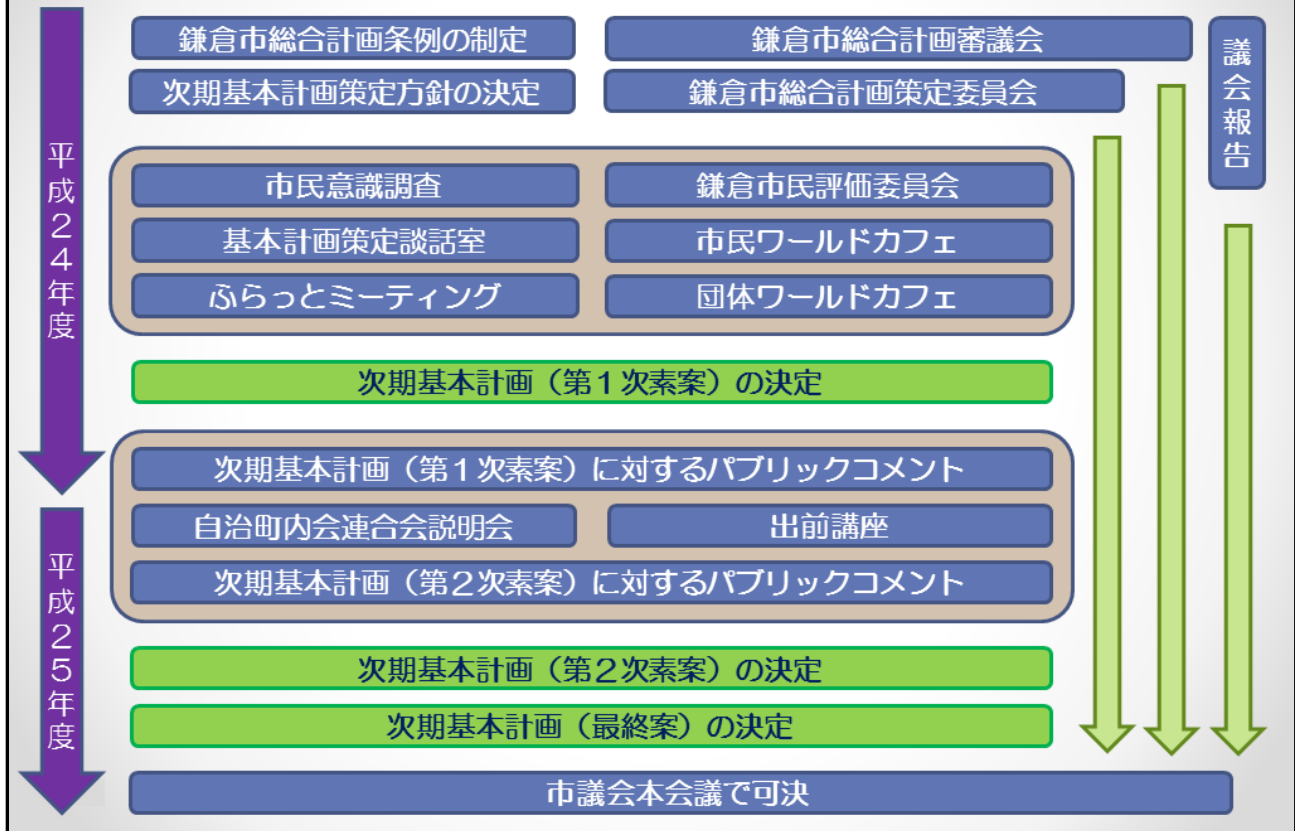
それから、2つ目の理由として、公共施設の老朽化という問題があります。これは、決して今に始まったことではないのですが、昭和30年代、40年代に開発で整備をされてきた、様々なインフラも含めた公共施設が、今、更新の時期を迎えてきています。

そこで、今後、今ある公共施設を、今の水準で維持していくためにかかる費用を試算したところ、道路や下水といったインフラ部分を除いた建物の部分だけを見ても、毎年57億円ほどの予算が必要だということがわかりました。

これは、市民の皆さんから見ると、見た目では今と何も変わらないのに、なぜか費用だけがかかってくるという状況になりますから、そういう意味で、非常に厳しい時代に入ってきていると言えます。

そして3つ目は、防災、減災対策ということで、これは、3年前に起こった東日本大震災を契機に、特に、津波への対策が十分でないという課題が見えてきましたので、そういった点を見直していく必要があるということから、今回、基本計画を2年間前倒して策定することになりました。

# 第3期基本計画の策定過程



この基本計画の策定に当たっては、平成24年度から25年度と、2年間かけて取り組んで来まして、皆さんにも御参加、御協力をいただきながら、計画の中身を練って作ってきたという経過があります。

そして、最終的には、昨年の12月に市議会の本会議で可決をいただき、今年の4月からスタートをしているというところです。

# 計画の推進に向けた考え方

## 計画の推進に向けた考え方のイメージ

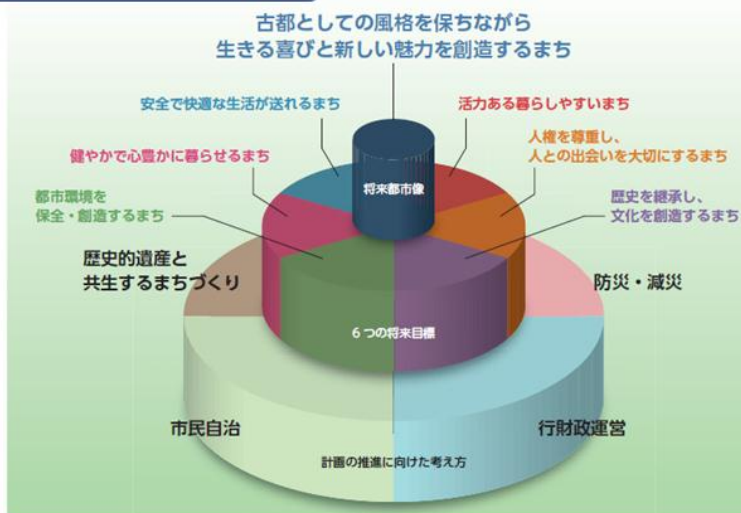
6つの将来目標を  
支えるための  
計画全体を貫く  
4つの視点

市民自治

行財政運営

防災・減災

歴史的遺産と  
共生するまちづくり



こちらの図は、この基本計画のイメージを示したのですが、この計画の土台となる部分に、全体を貫く、言わば横串を刺すという視点で、4つの柱を据えています。

1つ目は「市民自治」、2つ目は「行財政運営」、3つ目は「防災・減災」、そして4つ目は「歴史的遺産と共生するまちづくり」ということで、これらを中心として今回の計画を作ってきました。

# 計画期間内に特に優先する取組

厳しい財政状況の中、資源投入の優先順位を考える必要がある

東日本大震災を受けて策定する総合計画として、市民の生活を守り、安全を確保することを、全てに優先する。

6年間の計画期間内に特に優先する取組

## 「安全な生活の基盤づくり」につながる取組

具体的に実践するためには、市民の自主的な取組が必要不可欠！

『自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。』  
市民一人ひとりの意識の醸成 人づくり・地域づくり

計画を作っていく中では、これまでのように、あれもこれもと事業を総花的に並べるのではなく、あれかこれかと事業を絞っていくという、大きな転換が求められます。そこで、限られた予算の中で、何を優先して取り組んでいくかということになりますが、これについては、「安全な生活の基盤づくりに繋がる取組」ということを最優先課題としました。

つまり、この6年間に取り組む事業のうち、市民の皆さんが安全安心に、この鎌倉市に住み続けることができる、そうした「安全な生活の基盤づくりに繋がる取り組み」に資する事業であれば、優先的に予算を付けて事業化を図っていきましょうということを、全庁的な考え方に位置付けて、取組を進めているところです。



# 「安全な生活の基盤づくり」につながる主な事業

7

## 【防災・安全】①

### 地震対策・風水害対策の充実

#### 災害時広報事業

災害時の情報提供、情報伝達体制の強化を図るため、聴き取りやすい防災行政用無線スピーカーへの取替えなど情報通信設備の更新をはじめとする各種広報手段の充実を図ります。

#### 津波対策推進事業

沿岸部及び避難所周辺に蓄電型照明設備を整備することで、災害発生時における津波避難路の停電対策を行います。津波避難誘導標識等を増設するとともに、津波避難施設の整備について検討を進めます。



#### がけ地対策事業

既成宅地等におけるがけ崩れや土砂の流出等による災害防止の工事資金を助成します。また、急傾斜地崩壊危険区域での神奈川県が施工する防災工事への費用負担を行うとともに、相談箇所の早期指定の促進及び崩壊防止工事の促進を神奈川県へ要請します。

ここからは、「安全な生活の基盤づくり」に繋がる主な取組について、具体的に御説明します。

まずは、「地震対策・風水害対策の充実」です。

この「ふれあい地域懇談会」でも、「防災行政用無線が聞こえにくい」という声を、毎年いただいています。災害時に十分な情報伝達ができるよう、防災行政無線の機能向上と併せて、補完対策を強化させ、災害時の広報の充実を図っていきます。

津波対策としては、海岸線が中心となりますが、海拔や避難経路の表示を充実していくほか、夜間に停電になった場合でも安全に避難ができるよう、太陽光でライトがつく案内板の設置などを、今年度検討しています。

また、鎌倉では、毎年、特に台風が来ると、市内のどこかで崖崩れが発生しているという状況ですので、皆さんにとって、実は一番確立が高い災害だと思われるのが、この崖崩れだと思います。そのため、これは神奈川県の事業にも関わってきますが、こういうところも連携して行っていきます。

# 「安全な生活の基盤づくり」につながる主な事業

8

## 【防災・安全】②

### 消防機能の整備・充実

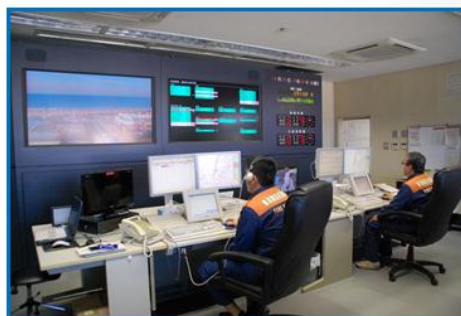
#### 消防施設整備事業

平成27年4月までに指令情報室を含む消防本部機能を鎌倉消防署から大船消防署へ移転し、有事の際の指揮命令系統の確立を図るため、改修工事を行います。老朽化した腰越消防出張所を平成28年度中に建て替えるため、改築工事を行います。



#### 指令活動事業

消防救急無線をデジタル化し、高機能な消防通信指令システムを備えた新消防指令センターを大船消防署への消防本部機能の移転に合わせ整備します。



防災・安全の面で、もう一つ大きな課題としては、消防機能の整備があります。

今、こちらの写真にある指令室というものを含む消防本部の機能は、由比ガ浜の鎌倉消防署にありますが、ここが、津波の被害を受ける危険性がある場所であることから、消防本部の機能を大船消防署のほうに移すことを決定しまして、来年の4月スタートに向けて、今、移転工事を行っています。

ここで、併せてお知らせをさせていただきますが、今日、皆さんに資料をお配りしているとおり、避難勧告・避難指示等の発令基準が見直されました。土砂災害や河川の氾濫の危険が迫った場合に、この避難勧告や避難指示というものが発令されますが、実際には、住民の方々はほとんど避難しないので、それで亡くなれるというケースが、日本中で後を絶たないというのが現実です。

まず最初に、避難準備情報というものが出ますが、これが出たら、お年寄りや体の不自由な方は、この時点で避難を開始していただきます。

次に、避難勧告が出たら、皆さんもすぐに避難行動を開始していただきます。

そして、避難指示が出た場合は、これはもう、命に影響があるような危機が迫っている状況だということを御理解いただき、速やかに避難をしていただきます。

これから台風の季節が来ますので、今後は、こうした発令も頻繁に出るようになりますが、中には、結果的に空振りだったということも多々あると思います。ただ、そうした空振りも、決して無駄ではないということを、ぜひ御理解いただくとともに、特に、自治町内会長さんや民生委員さんなどは、率先して避難していくということを習慣付けていただきたいと思います。

# 「安全な生活の基盤づくり」につながる主な事業

9

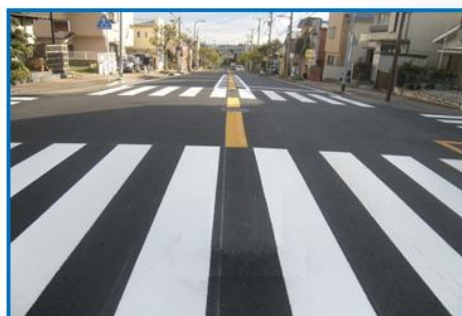
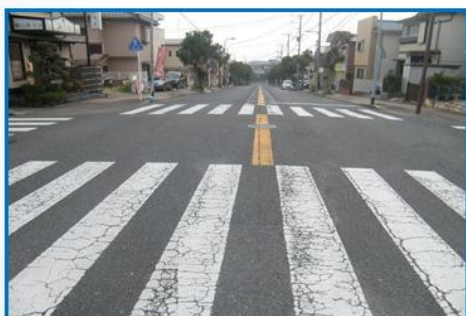
## 【道路整備】

### 道路・橋りょうの整備・維持管理

#### 道路新設改良事業

交通環境及び生活環境の向上を図るため、生活道路や大規模住宅地の道路等の舗装改修工事を行います。

今泉地区における砂押川沿いの市道について、砂押川の上に歩道の整備を行います。



#### 橋りょう維持補修事業

安全で円滑な交通を確保するため、橋りょう長寿命化計画に基づく橋りょうの修繕工事を行うとともに、劣化が著しい橋りょうの補修等を行います。

次は、修繕に関わる話になります。

特に、道路整備については、年に1回行っている市民アンケートでも、常に要望事項のトップ3に入ります。老朽化した道路でもデコボコのまま、なかなかきれいにならないという状況が市内でも続いており、皆さんには大変、御不便をおかけしているところです。

実は、この道路整備にかかる予算というのが、今、ピーク時の10分の1以下に減ってきているため、なかなか皆さんの御要望に応えきれない部分でもあります。

ただ、先が全く見えないということではいけませんので、平成25年度に全市的に行った道路状況の調査に基づいて、劣化の激しい所から優先順位をつけて、平成26年度にはこの路線、27年度にはこの路線というように、年度ごとの整備計画を立てており、皆さんにも目で見えてわかるように、今、ホームページでも公表しています。

## 【下水道・河川】

### 下水道の整備・管理

#### 汚水排水施設整備事業

生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため、公共用水域の水質の保全に資する下水道の整備、施設の耐震化、長寿命化対策等を行います。

#### 終末処理施設整備事業

山崎浄化センターの焼却及び汚泥処理設備について、健全度に関する点検・調査結果に基づいた長寿命化計画を策定し、計画的な改築を行います。

#### 雨水排水施設整備事業

浸水被害の解消を図るため、雨水管渠の整備を行います。津波の河川遡上対策の検討を行います。



インフラということでは、下水道の管についても、もう40年前に入れた管などが非常に老朽化してきていますので、将来的には、そうした更新もしていかなければいけないという現実があります。

終末処理施設も含めた長寿命化対策を行っていくとともに、併せて雨水排水施設の整備も行っていくことで、皆さんが安心して生活ができ、それが継続して行けるように取組をしています。

## 【学校教育】

### 学校施設の整備

#### 小学校・中学校防災対策事業

児童・生徒が安心して学習できる安全な教育環境を整備するため、学校施設の防災対策を行います。



学校施設は、特に子どもたちがこの中で生活をしているということから、小中学校の校舎の耐震工事を進めてきましたが、今は、建替えをしている大船中学校を除いて全て終わっています。

今、さらに取組を進めているのは、校舎の外壁などが、老朽化によってポロポロと落ちてくるとか、また、校舎内の蛍光灯など、天井に吊ってある物が大地震の時に落ちやすいといった、ちょっと細かい部分ですが、そうした防災対策としての改修工事を、順次進めています。

## 【子育て】

### すべての子育て家庭への支援

#### 公立保育所整備事業

岡本保育園の建替えに際し、仮園舎での保育を実施します。  
また、材木座及び稲瀬川保育園の津波対策として、由比ガ浜の公有地「旧鈴木邸」を活用して、新園を整備します。



子育て支援という中では、一つは、これも公共施設老朽化の一つの事例となりますが、岡本保育園との耐震診断を行った結果、大きな地震が来た場合に非常に危険だという数値が出たため、急遽、近くの公園内に仮園舎を建てて子供たちを一時移して、岡本保育園本体のほうは建替え工事をする事となりました。

それともう一つ、海岸のほうの地域に、材木座保育園と稲瀬川保育園がありますが、どちらも津波の浸水地域に当たるということから、これら2園を統合した上で、由比ガ浜にある旧鈴木邸跡地という公有地に、津波避難ビルの機能を持たせた新たな公立保育園を建設することを決定して、今、事業を進めているところです。

# 【その他の重点事業】(1/4)

## 市民自治

### 地域コミュニティ推進事業

モデル事業として平成24年度に設立した「大船地域づくり会議」の運営を軌道に乗せるべく支援し、円滑かつ自立した運営を実現します。

「大船地域づくり会議」の実績を踏まえ、小学校区での地域会議の設立を支援します。



## 歴史環境 文化財の保存、調査・研究、情報の充実

### (仮称)鎌倉歴史文化交流センター設置事業

扇が谷一丁目用地にある既存建物を改修し、(仮称)鎌倉歴史文化交流センターを整備するため、設計業務や工事等を行います。



ここからは、「安全な生活の基盤づくりに繋がる取組」以外の部分で、特に重点的な事業として進めて行くものを御説明します。

地域コミュニティ推進事業としては、今、モデル事業として大船地域で先行的に進めており、また、玉縄地域でも、以前からホームページ等を活用して活発な情報発信をしていただいているところです。

他の皆さんの地域においても、地域の課題を皆さんの力で解決していくということに対して、行政としてしっかりとバックアップをしていく仕組みづくりを目指して取り組んでいます。

歴史文化交流センターですが、これまで鎌倉では、こうした博物館的な機能を持った施設の整備には非常にお金がかかるということや、いわゆるハコモノ批判ということ、また、設置場所についても二転三転してきた経過があり、なかなか進んできませんでした。

このたび、市役所の道路を挟んだ向かいの山にある土地と建物と、現金で15億円という多額の御寄付をいただきましたことから、それらを活用させていただくことで、歴史に触れることができる場所として整備していけることとなりましたので、平成27年度中のオープンに向けて、今、整備を進めています。

### 《訂正》

一部の地域におきましては、歴史文化交流センターの開館予定時期につきまして、具体的に「平成27年の夏頃」といったお話をさせていただきましたが、平成26年10月現在、開館の時期は「平成28年1月頃」を予定しておりますので、本報告書では「平成27年度中」という表現にさせていただきます。

# 【その他の重点事業】(2/4)

14

## 歴史遺産と共生するまちづくり

### 歴史遺産と共生するまちづくり推進事業

(仮称)鎌倉市歴史的風致維持向上計画の策定に向けた検討を行います。



世界遺産登録については、市としてあらためて、今後も継続して取り組んでいくという姿勢を示させていただいておりますが、ただ、来年とか再来年に再挑戦するとか、何が何でも登録だけをするということではないということを、皆さんにも十分に御理解いただきたいと思います。

皆さんがこの鎌倉の歴史や文化と共に共生していくために、どのようなまちづくりをしていくかということ、皆さんにも目に見える形で、しっかりと地に足の着いた活動として進めていくことで、市民の皆さんにも、この世界遺産登録の取組の本来の目的、主旨というのを御理解いただきながら、一緒になって登録に向けた機運を盛り上げていくことも大事だと思っています。

そこで、今、行政として進めているのは、「歴史まちづくり法」という法律に基づいたまちづくりということで、今年度、「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」というものの策定を予定しています。

この計画が国に認められると、それに基づいて補助金などもいただけますので、それらを活用して、電線の地中化や歴史的建造物の維持修繕といった取組を進めていくことで、より質の高いまちづくりを目指していこうと考えています。

そして、こうした取組の延長線上に、世界遺産登録というものも進めていくことができるであろうと考えています。



# 【その他の重点事業】(3/4)

## 観光 安全で快適な観光空間の整備

### 海水浴場運営事業

材木座、由比ガ浜、腰越海岸で、安全で快適な海水浴を楽しむことができる海水浴場を運営するために、安全確保のための諸設備の整備、監視業務等を行います。  
海水浴客のマナーアップのため、警備員の巡回や啓発看板の設置を行います。

## 総合交通 道路・交通体系の検討

### 交通体系整備事業

市民や交通関係事業者等で構成する、鎌倉市交通計画検討委員会における交通需要マネジメント等の協議を踏まえ、全市的な観点から、鎌倉の交通環境の改善や鎌倉地域の休日の交通渋滞の解消をめざし、鎌倉地域地区交通計画を見直します。



観光の分野では、安全安心という意味からも、特に、海水浴場の運営というのも大きな課題となっています。近年、海水浴場における風紀の乱れが大変大きな問題となっており、藤沢市や逗子市では、音楽も禁止するなど、かなり厳しい取組をしています。

鎌倉としても、今年はず、マナー向上に向けた条例を制定しまして、警備員を巡回させることで、他人に迷惑をかけるような行為があった場合には注意をするといった取組をさせていただくとともに、海の家イベントについても、地元の自治町内会長の皆さんにも御協力いただいて、事前に審査を行ってチェックをいただいています。

また、キッズファミリーエリアを設けるなど、小さいお子さんからお年寄りまで安心して楽しめる、そして、近隣にお住まいの方々にもなるべく御迷惑がかからないような海水浴場を目指しており、こうした状況を見ながら、また来年に向けた取組に繋げていきたいと考えています。

そして、交通体系の検討ということでは、まず、朝比奈方面から鎌倉に入って来る車の渋滞が激しいということで、今年のゴールデンウィークに、鎌倉駅から十二所を通して逗子回りで帰ってくるという、逆回りのバスを実験しました。今年は、例年よりも多少、渋滞が緩和されていたような傾向でしたが、それでも、この逆回りのほうが早く鎌倉駅に着いたという実験データも得られましたので、今後、こうした工夫をしながら、市民の皆さんの足をどのように確保していくか、さらに検討を進めていきます。

また、今後の取組としては、鎌倉に入ってくる車からお金をいただく「ロードプライシング」について、具体的な検討に入っていることと、もう一つ、今、毎年お正月三が日に、鎌倉の中心部に車を入れないという取組を行っていますが、これをゴールデンウィークや紅葉の時期といったピーク時にも拡大していけないかということも、併せて検討を進めているところです。

# 【その他の重点事業】(4/4)

16

## 生活環境 3Rの推進・ごみの適正処理

### 名越クリーンセンター管理運営事業

名越クリーンセンター焼却施設の延命化に向けた基幹的設備改良工事のほか、粗大ごみ処理施設に係る運転及び維持管理等により、一般廃棄物(し尿を除く)の適正処理を行います。

### ごみ収集事業

「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざし、一般廃棄物の適正処理を図るため、民間委託等による資源物・ごみの収集運搬業務等を行います。また、家庭系ごみの有料化を先行して実施し、戸別収集については、様々な課題を検証した上で、検討を進めます。



最後に、ごみ処理の課題について御説明します。

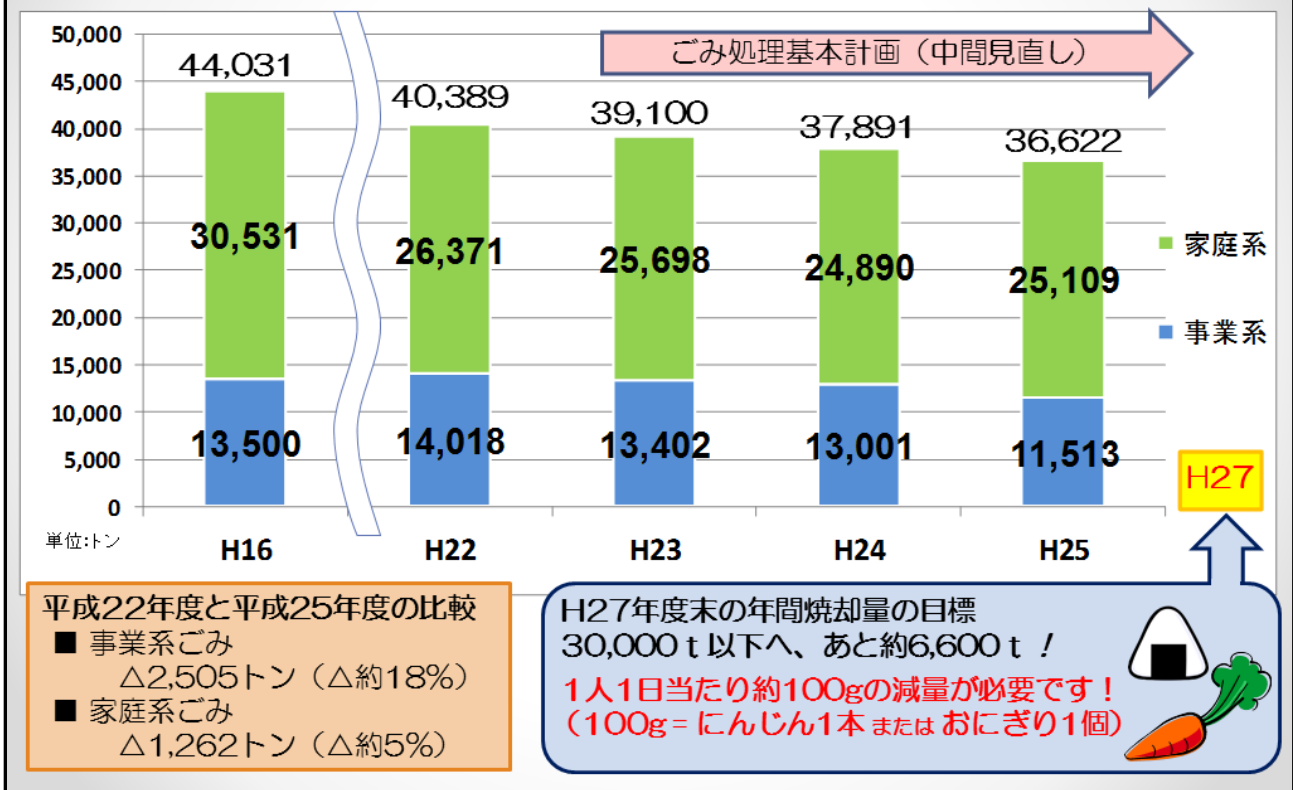
ご存じのとおり、鎌倉には、名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの2か所の焼却炉がありますが、どちらも老朽化しており、今泉クリーンセンターについては、地元住民の方々とのお約束で、今年度いっぱい焼却を停止することとなっています。

これにより、来年度からは、名越クリーンセンター1か所で焼却処理を行っていくこととなりますが、地元の皆さんの御理解をいただきまして、今後10年程度、年間3万トンまで燃やすごみを焼却できるということになりました。そのため、今、年間3万6,000トンある焼却ごみを、3万トンまで減らしていかなければいけないというのが、鎌倉市が直面している課題の一つです。

そして、もう一つの課題は、その名越クリーンセンターでの焼却が停止となる10年後までに、新たなごみ焼却施設を鎌倉の中で造っていかなければいけないということであり、この2つが、鎌倉のごみを、今後、安定的に処理していくために、乗り越えていかなければならない大きな課題であるという状況です。

# ごみ処理の取組について (1/3)

## ごみ焼却量の推移と目標



ごみの減量に向けた取組については、こちらに推移を示しています。

平成4年頃の時点では、焼却ごみの量が年間7万トンもあったのですが、皆さんの御協力により、おかげ様で平成22年には4万トン、そして平成25年度には3万6,000トンにまで減ってきています。

特に、この棒グラフの下の部分は事業系の焼却ごみですが、これまでずっと減って来なかった事業系の焼却ごみについては、今、事前に分別チェックをするという厳しい対応をさせていただくことで、1万1,500トンというところまで減ってきました。

ただ、年間焼却量3万トンという目標に向けては、さらに残り6,600トンのごみを減らしていく必要がありますので、これには、1人1日当たり100グラムの減量が必要ということで、にんじん1本、またはおにぎり1個分の減量を、皆さんにお願いしていかなければならないという状況になっています。

そのための取組の一つとして、戸別収集・有料化という方針を打ち出して取組を進めてきましたが、説明会等において様々な議論を重ねて行く中で、戸別収集については、まだ十分な御理解が得られていないと考えましたので、まずは、有料化を先行して実施させていただきたいということで、平成26年6月の鎌倉市議会において、この有料化についての条例案の可決をいただいたところです。

来年の1月15日から、焼却ごみと燃えないごみの有料化をスタートさせていただく予定としていますが、実施に当たっての予算のほうは、まだ継続審査ということになっていますので、実施についてはまだ、不透明な状況となっています。ただ、基本的には、こうした流れの中で進めていきたいと考えていますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

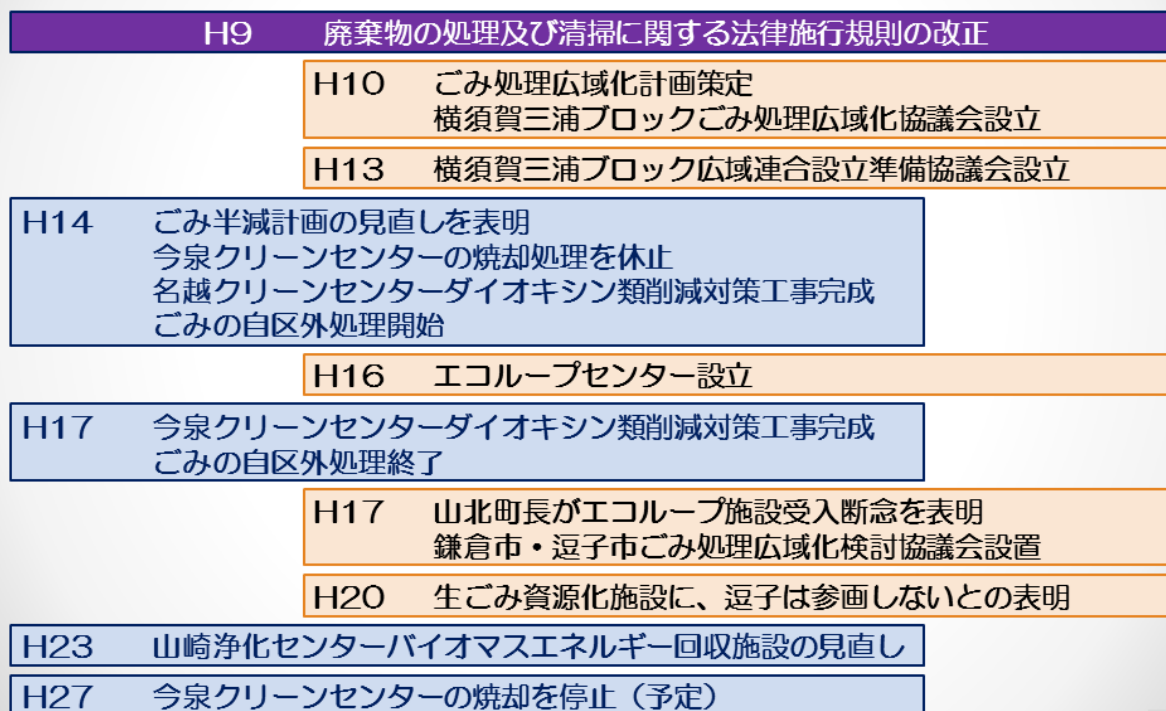
### 《追記》

ごみの有料化の実施については、平成26年9月議会において、条例改正及び補正予算が可決されたことから、平成27年4月1日からの実施に改めさせていただいております。

# ごみ処理の取組について (2/3)

18

## ごみ処理の取組と広域化の流れ



ここで、鎌倉のごみ処理問題が、ここまで切羽詰まった状況になってしまった、その経緯について、あらためて御説明させていただきます。

鎌倉市では、平成8年に「ごみ半減計画」を打ち出して、当時、年間7万トンあった焼却ごみを、3万5,000トンまで減らしていくという取組をスタートしたのですが、翌年、法改正がありまして、焼却炉から出るダイオキシンの発生を抑える改修をしなければ、その焼却炉は使えないということになったため、鎌倉市では、2か所の焼却施設のうち名越クリーンセンターのほうを残して、今泉クリーンセンターは休止するという方針を決定しました。

しかし、このごみ半減計画がうまくいかなかったために、結局、今泉クリーンセンターを再開することとなってしまいました。

それと並行して、平成10年から「ごみ処理広域化計画」という取組が進められまして、鎌倉市は「横須賀三浦ブロック」という枠組の中で、例えば、逗子市が焼却施設、三浦市が最終処分場というように、一つの市で全ての施設を持つのではなく、広域の枠組みで処理していくという検討がなされました。

この広域化計画の中では、焼却ごみは他市が請け負うこととなっていたため、鎌倉市としては、新たな焼却施設を造るということは、一切、計画として持っていなかったのですが、この広域化計画も結果的に破綻してしまったため、結局鎌倉市も、ごみの焼却を続けなければならないという状況になってしまいました。

こうしたことが根底にあって、今の逼迫した事態となっているわけですが、鎌倉のごみを将来にわたって安定的に処理していくためには、やはり、鎌倉市内に新たな焼却施設を造らなければならないという現状を、皆さんにもぜひ、御理解いただきたいと思います。

## ごみ処理の取組について (3/3)

19

### 新焼却施設の建設候補地

深沢地域総合整備事業  
区域内市有地

山崎下水道終末処理場  
(武道館含む)

深沢クリーンセンター

野村総合研究所跡地

今後は・・・

- ・各候補地の比較検討
- ・鎌倉市生活環境整備審議会  
「鎌倉市ごみ焼却施設基本計画」  
のまとめ → 12月頃を目途に答申
- ・市で建設候補地の絞り込み
- ・パブリックコメント

➡ 「鎌倉市ごみ焼却施設  
基本計画」を行政計画に

この新しい焼却施設については、今、市民の代表の方々にも入っていただいて、建設候補地の絞り込みをしています。

鎌倉市は、非常に山が多く、なかなかそれだけの土地が無いというのも実情ですが、その中で、いわゆる学校など、今、実際に使っている土地は除き、また、古都法に含まれないといった条件も加味して、5,000平米以上の広さがある土地を消去法的に選定してきた結果、「山崎下水道終末処理場」、「深沢地域総合整備事業区域内市有地」、「深沢クリーンセンター」、「野村総合研究所跡地」の4か所が候補地として残りました。

鎌倉市全体から見ると、やや偏った地域になってしまいましたが、鎌倉の限られた土地事情においては、もう、こうした土地でないと造れないというのが現実です。

今後は、それぞれの土地の持っている過去の経過や、今後の将来性、また、実際に焼却施設を造るに当たっての様々な課題などを細かく評価した上で、最終的に1か所に絞り込んでいく作業に入ることになりますが、これも、もう10年後を目途に建設をしなければいけないという、時間があまり無い中で、できれば今年度中には決めていきたいと考えて、今、急ピッチで作業を進めているところです。

## 第1部「これまでの取組～これからの取組」に対する意見・質疑

### <深沢自治町内会連合会 内海副会長>

ごみの有料化と戸別収集は、セットだと思っていた。もし有料化だけにすると、今のクリーンステーションをそのまま使うので、不法投棄が非常に増えてくると思う。今でも、私の家の近くでは、通りがかりの人がごみを置いて行ってしまうので、毎朝、散らかったごみを掃除している。

戸別収集になれば、少しは良くなると思っていたが、有料化だけ先行となると、お金を払いたくないという人が不法投棄したごみは、どう対応したらよいか。

### <松尾市長>

これまで、今年の7月から、戸別収集と有料化をセットでスタートするというお知らせをしてきたが、その後、説明会等の中で、戸別収集については、費用の面等、様々な意見をいただいたことから、まだ十分な理解が得られていないと思い、まずは、有料化を先行させていただきたいという考え方に改めさせていただいた。

有料化の実施に当たっては、御懸念のような不法投棄の問題が当然発生すると思っているので、そうしたクリーンステーションのトラブルに対応する人員を少し補強して、すぐに相談に乗れるような体制をとるとともに、コールセンターを設置して、トラブルの解決に丁寧に対応していきたい。

### <大峯自治会 瀧下会長>

新しく建設するごみ処理施設は、どういう経緯でこの4か所に絞られたのか。また、これから1か所に絞っていくスケジュールと、どのような施設を計画しているのかを説明してほしい。

### <松尾市長>

新しい焼却施設は、焼却熱を活用することで、できる限り環境問題に資するようなものを目指している。そうすると、5,000平米以上の土地の広さが必要になってくる。その中で、学校や公園などは除き、現実に今、使えるという土地ということで、最終的にこの4か所をピックアップした。

ただ、今はまだ、細かい条件までは検討材料としていないので、今後、それぞれの土地が持つこれまでの経過や今後の計画など、細かい条件を比較、検討、研究して、今年度中には決定していきたいと考えている。

### <大峯自治会 瀧下会長>

先日、市の方から、1か所に決まった後でパブリックコメントを行うと聞いたが、決まった後で説明するというのはいかがなものか。今年度中に決まるということであれば、決める前に住民の皆さんの意見を聞くなり、相談してはどうか。

### <松尾市長>

今後、ここから諸条件を検討していくが、皆さんの意見をいただくタイミングは、今おっしゃったように、決まってからということになる。ただ、その辺りを、より丁寧にできないかということは、少し検討をさせていただきたい。

#### 《後日対応 — 環境部環境施設課》

平成26年8月9日付けで大峯自治会会長から市長あてに提出のあった「野村総合研究所跡地、新焼却施設候補地に関する要望書」に対して、8月29日付けで、下記のとおり、ご本人に回答しました。

市では、新焼却施設の建設に向け、平成25年8月20日に「ごみ焼却施設基本計画の策定に

ついて」を、市長の諮問機関である「生活環境整備審議会」に諮問いたしました。また、用地選定につきましては、審議会に市民が参画する用地検討部会を設け、市民の意見を聴取しながら建設候補地の検討を行っております。

候補地の選定にあたりましては、まず、1次選定及び2次選定として、一定規模以上の面積と接道があることなどの基本的条件により、市所有地の中から絞り込みを行った結果、野村総合研究所跡地、深沢地域総合整備事業区域内市有地、山崎下水道終末処理場、深沢クリーンセンターの4候補地に絞り込みました。

現在、用地検討部会では、3次選定として、4候補地それぞれについて、様々な視点からの比較検討を進めているところです。

今後の予定といたしましては、11月を目途に用地検討部会の検討結果を生活環境整備審議会に報告し、本年12月に当審議会から答申をいただいた後、平成27年1月末には、候補地を1箇所に選定する予定です。

ご指摘のとおり、候補地を1箇所に絞り込む前に、市民の皆様に対してごみ焼却施設のコンセプトや概要などを説明させていただくと同時に、意見交換を行う機会を設けさせていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### <山崎西町内会 桧山会長>

私共は、山崎浄水場が地元にあるので、焼却施設については深い関心を持っている。広大な土地が手付かずで残っており、周りが森に囲まれている野村総合研究所跡地であれば、住民の方との軋轢も無いのではないかとということで、以前からそこを望んでいたのだが、ここは、はなから拒絶されていて、非常に残念に思っていた。

しかし、今ここに、候補地として出ている。これは、どういう経過で出てきたのか。

#### <松尾市長>

この土地は、文化・教養に寄与する施設にということで寄付をいただいている。それぞれの土地も、やはり、それぞれの課題を持っているが、今回、候補地として残っているのは、鎌倉にとって、この新しい焼却施設の建設というのが、他のどの事業よりも最重要課題であると考えているところにある。

そのため、そうした行政の課題については一旦横に置いて、まずは、前提条件において適合する土地を候補地として挙げさせていただいた。正直言って、どれも本当に難しい土地だと思うが、それらを比較、検討する中で、最終的に1か所に決定していくという流れになる。

#### <鎌倉グリーンハイツ管理自治会 久保田氏>

野村総研跡地と我々のグリーンハイツは、約100メートルの山続きであるから、全く住民に影響が無いということとはありえない。ただ単に空き地だからとか、多少人里離れているから適しているとは言えないので、そこは、誤解の無いようお願いしたい。

#### <山崎町内会 高井会長>

今回は、ごみの有料化だけということだが、現状、カラスの被害など、クリーンステーションに関わる様々な苦情の電話は、町内会長の家にかかってくる。かと言って、町内会でお金を負担して全部ボックスにしても、戸別収集が始まるとそれらが無駄になってしまう。その見切りができないので、戸別収集が始まってクリーンステーションが無くなるのは、いつ頃になるのか伺いたい。

#### <松尾市長>

今、鎌倉山と山ノ内、七里ガ浜の3か所をモデル地区として、戸別収集を継続して行っているが、有料化を実施すると、この3地区では、戸別収集と有料化をセットで実施することになるので、その状況を検証した後、来年以降に、戸別収集をどの時期でやるのか、あるいはやらないのか、そういった最終的な判断をしたいと考えている。

時期が明確でないので、皆さんには申し訳ないと思っているが、そのような流れでいるということを御理解いただきたい。

なお、戸別収集が始まっても、クリーンステーションが全て無くなるわけではない。戸別収集で回収するのは、「燃やすごみ」と「燃えないごみ」と「容器包装プラスチック」の3種類だけの予定なので、それ以外のごみは、従来どおり、クリーンステーションでの収集となる。

#### < 笹田東芝町内会 押切会長 >

現在ある、2つの焼却施設が無くなった後、新たな施設をどこに作るのかという話は、戸別収集などよりも大切な課題だと思っている。無ければ困るものなので、造ること自体には誰もが賛成と思うが、自分の家の近くに造ってもらっては困る、ということになっていくだろうと想像できる。

今後、1か所に結論が出たら、市長をはじめ行政の方々は、本腰入れて、その進め方をより慎重かつ、より緻密にやっていかないと、これだけで市が紛糾してしまうと思っている。理解を得るのは難しいと思うが、情報を出せるところはしっかり出しながら、頑張ってやっていただきたい。

#### < 松尾市長 >

先程も申し上げたとおり、この問題は、鎌倉市の最重要課題だと考えており、そういう意味でも、失敗が許されないので、万全の態勢で臨んでいきたい。

#### < 琵琶苑自治会 茂木会長 >

ごみの有料化だが、対象となるのは、燃やすごみと、月1回の燃えないごみの2種類と聞いていたが、それで間違いはないか。

#### < 松尾市長 >

有料化の対象は、その2種類で間違いはない。



## 第2部 地域の懸案事項に関する報告 【深沢地域】

### 平成26年度 ふれあい地域懇談会

1



### 第2部 過去の課題の経過報告



### 深沢地域

- ・国鉄跡地周辺総合整備について
- ・スポーツ施設の整備について
- ・小型家電リサイクル法への対応について
- ・扇湖山荘の活用について
- ・第2部に関する質疑応答

# 国鉄跡地周辺総合整備について

【拠点整備部 深沢地域整備課】

現在、深沢地域整備事業は、市が取得した事業用地(約8.1ha)やJR大船工場跡地等を中心とした約32.6haについて、土地区画整理事業の実施に向け準備を行っています。

## 都市計画決定の内容

平成25年11月に開始した都市計画決定手続は、以下のとおりです。

- 約32.6haの土地区画整理事業区域を定める「深沢地区土地区画整理事業の決定」
- 平成22年9月策定の「土地利用計画(案)」の実現を図るために、区域の整備、開発及び保全の方針を定める「深沢地区地区計画の決定」



## 進捗状況と今後のスケジュール

平成26年6月に都市計画決定の告示を予定していましたが…

- 公聴会でも様々な意見をいただいている
- それ以外にも、地元の団体からまちづくりへの様々な提案がされている
- 公共施設(新ごみ焼却施設)の検討も、庁内で進められている

これらへの対応や見極めのため、都市計画決定の時期を見合わせています

今後の事業スケジュールについては、都市計画公聴会での様々な意見への対応や、公共施設(新ごみ焼却施設)の検討状況等を見極めた上で、改めて決定していきたいと考えています。

また、市有地の土壤汚染対策処理等については予定どおり実施し、JR大船工場跡地にてJRが行っていた、工場建物撤去と土壤汚染対策処理については、本年6月をもって完了したと聞いています。

国鉄跡地周辺総合整備については、平成25年11月に都市計画決定の手続きを開始しました。

その内容は、この深沢地区の土地区画整理事業の決定と、平成22年9月に策定した、深沢地区地区計画の決定であり、今、これらの手続きを進めているところです。

本来であれば、今年の6月に都市計画決定という予定で、これまで進めて来たのですが、公聴会において様々な御意見をいただいていること、また、地元の団体からも、まちづくりへの様々な提案がされていること、さらには、先程、第1部でお話しました、新しいごみ焼却施設の検討をさせていただきたいといったことから、今、この都市計画決定時期の見合わせをさせていただいているところです。

ごみ焼却施設の建設地については、先程、御説明したとおり、今年度中には、いずれかの場所に決定していきたいと考えていますので、それが決定して、こちらの計画が進められる環境になれば、この都市計画決定の手続きも、あらためて進めて行くという流れになります。

# スポーツ施設の整備について

【市民活動部 スポーツ課】

## 現在の調整状況について

山崎浄化センターの西側上部利用については、平成17年の西側水処理施設の完成を受けて、平成20年度に「山崎浄化センター西側上部利用基本計画」(案)を策定しました。  
他のスポーツ施設の整備との優先順位も考慮し、国及び県とも協議しながら、整備が実現できるよう取り組んでまいります。



山崎浄化センターの上部を利用してスポーツ施設を整備することが、地元の皆さんとの従前からの約束として、課題となっています。

平成20年度には、基本計画案というものを策定したのですが、今後、ここをどのような形で利用できるかということ、国や県とも協議しながら、実現に向けてさらに進めてまいりたいと考えています。



# 扇湖山荘の活用について

【まちづくり景観部 都市景観課】

## 扇湖山荘について

- ・平成22年10月13日に鎌倉市へ寄付
- ・本館は、飛騨高山の民家を昭和9年に移築して手を加えたもの
- ・建物面積約1,500㎡、土地面積は約46,800㎡

平成23年7月、庁内に「(仮称)扇湖山荘整備活用検討会」を設置して、今後の活用や暫定的な利用について検討を進めています。これまでに、整備活用検討会を10回(直近は平成26年1月30日)、同暫定公開部会を14回(直近は平成26年2月3日)開催しました。



- 活用用途に応じた関係法令上の整理、耐震の検証、維持管理のための財政負担などが課題です。
- 当面の維持管理については、平成24年1月に鎌倉造園界と協定を締結し、庭園管理をボランティアでお願いしています。

## 今後の活用について

検討会で敷地内の安全対策などを進めてきたところ、ボランティアの協力もあり、庭園内の安全確保に一定のめどがたったことから、平成24年11月に市民向けに施設を公開し、平成25年4月に地元鎌倉山町内会の方に庭園公開を実施しました。

加えて、平成25年11月と今春3月にも市民向けに庭園公開を実施し、今後も同様の公開を予定しています。

扇湖山荘の活用については、周辺住民の方々の理解と協力を得るとともに、広く民間活力を導入することも視野に入れ、検討を進めていきたいと考えています。

扇湖山荘は、平成22年に鎌倉市に御寄付をいただいたもので、鎌倉山に土地と建物があります。

今、年に数回、公開日を設けて、近隣の方々をはじめ、皆さんにこの施設を見学に来ていただいています。この写真からではわかりませんが、この建物から見る景色は、本当に素晴らしい景観ですし、見ていただいた方々からも、有効活用してはどうかという御意見もいただいていますので、ぜひ、多くの市民、住民の方々に、こうした場所があるというのを知っていただき、訪れていただきたいと思います。

この施設自体、老朽化もしているのですが、市としても、できる限り早い段階で有効活用できるようにと考えておりますので、今、検討を進めているという段階です。

## 第2部「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

(御意見・御質問はありませんでした)

## 第3部 本年度の地域の議題に関する懇談 【深沢地域】

深沢－H26－1	「市民提案型整備事業制度」の創設について	P. 30
深沢－H26－2	「市民公園制度」の創設について	P. 32
深沢－H26－3	「緑地等の維持管理活動補助金交付制度」の創設について	P. 36
深沢－H26－4	市内防犯灯の「ESCO 事業」によるLED灯化について	P. 38
深沢－H26－5	富士塚の公園整備について	P. 40
深沢－H26－6	災害時の弱者対策について	P. 43
深沢－H26－7	軽度認知症検診や予防対策の実施について	P. 46
深沢－H26－8	山崎町内会について	P. 49
深沢－H26－9	モノレール深沢駅下のバリケードについて	P. 52
深沢－H26－10	深沢多目的スポーツ広場の継続利用について	P. 55
深沢－H26－11	その他地域の諸問題について	P. 57
	その他のテーマについて	P. 62

平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	深沢－H 2 6－1
テ ー マ	「市民提案型整備事業」制度の創設について
内 容 詳 細	地域をもっと良くしたいという気持ちを反映するため、地域の「安心・安全」と「景観（美化）」で日頃感じている点などの地域住民のニーズを「市民提案」という型で、「個人市民税の1パーセント相当額（上限）」を財源にする「市民提案型整備事業」制度の創設を要望する。
担 当 部 課	市民活動部 地域のつながり推進課

議題に対する回答等

地域では、自治・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、市民活動団体、商店会、企業など多くの団体が、それぞれの目的を持って活動しています。

こうした様々な団体と市が協力して、自らの地域の課題解決を目指していくことが、住みよいまちづくりにつながると考えます。

地域のことは地域で考え、解決していただくため、現在、市では、地域住民や地域で活動している団体の皆さんが、魅力あるまちづくりのために、地域全体で協力して地域の課題解決に取り組む場として、「地域会議」の設立を進めています。

ご提案いただいた「市民提案型整備事業」は、まさに、地域のことは地域で考えるということにつながる、良い提案だと思います。これがきっかけとなり、自分達の住んでいる地域について関心を持っていただけるのではないかと思います。

しかし、制度の構築に向けては、財源措置における様々な課題があるため、十分な検討が必要となります。

添付資料



**<松尾市長>**

市民提案型整備事業制度ということで、市民の皆さんが、自分達の地域の課題を自分たちで解決をするために、個人市民税の1パーセント相当額を、その予算財源にするという提案である。

大変、考え方としては賛同できる部分があり、全国的にも、市川市などで既に取り組んでいるという事例もあると認識しているが、この財源措置という部分が課題だと思うので、いただいた御提案は、今後の検討とさせていただきたい。

**(御意見・御質問はありませんでした)**

平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	深沢－H 2 6－2
テ ー マ	「市民公園」制度の創設について
内 容 詳 細	地域（例えば自治・町内会区域内）の神社仏閣の境内地や、市が管理する緑地や遊休地等の都市空間を、公園的に利用することを目的に、地域住民が公園として管理運営する組織として「市民公園管理会」を設立し、土地所有者から無償で提供された土地を安全で楽しく利用できるように管理運営を行う制度の創設を要望する。
担 当 部 課	都市整備部 公園課

議題に対する回答等

現在、公園整備については、行政が用地を取得することから具体的な施設整備まで行っており、開園後の維持管理は鎌倉市公園協会等の指定管理者が行っております。

維持管理の一部について、町内会や老人会等で組織された「公園愛護会」により、清掃や草刈、花の植栽などの御協力をいただいている公園もあります。

市内には、鎌倉地域など公園が不足している地域があることから、御提案のように、公園として利用可能な土地を土地所有者から無償で借り上げ、その整備から管理まで市民の皆様と協働で実施していくことは、公園不足の解消につながるものと考えます。

しかし、土地所有者の協力や整備、維持管理費等など解決しなければならない課題もあります。

今後、公園などの公共施設を市民参加で管理していくアダプト制度など、様々な事例を参考に調査、研究をしていきます。

添付資料	鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱
------	------------------

## ○鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱

昭和56年3月31日

告示第127号

〔鎌倉市児童公園愛護活動実施要綱〕を次のように定める。

### 鎌倉市街区公園等愛護活動実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、本市の街区公園並びに鎌倉市児童遊園等に関する規則(平成8年3月規則第34号)に規定する児童遊園、子どもの遊び場、子どもの広場及び青少年広場(以下「街区公園等」という。)の美化及び施設の保全等のための維持管理活動を地域住民と一体となって行うためにその実施団体を育成し、もって公共施設愛護思想の普及及び向上を図ることを目的とする。

#### (愛護会の設立)

第2条 前条の目的に賛同する町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体は、公園愛護活動(同条に規定する維持管理活動をいう。以下同じ。)を行う団体(以下「愛護会」という。)を設立することができる。

#### (設立届)

第3条 愛護会を設立しようとするときは、公園愛護会設立届書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

2 愛護会の会長は、原則として公園愛護活動を実施する団体の代表者とする。

#### (対象街区公園等)

第4条 愛護会が対象とする街区公園等は、当該町内会又は自治会の区域内にある街区公園等で、市が管理しているものとする。

#### (活動内容)

第5条 愛護会が行う公園愛護活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公共施設愛護思想の普及
- (2) 街区公園等の清掃 月1回以上
- (3) 街区公園等の除草 4月から10月までの間に適宜
- (4) 破損遊具等の連絡
- (5) その他必要な活動

#### (変更の届出)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに公園愛護会変更届書(第2号様式)を市長に提出するものとする。

- (1) 愛護会の名称及び役員に変更があったとき。
- (2) 実施団体に変更があったとき。
- (3) 対象の街区公園等を変更しようとするとき。

#### (指導及び連絡)

第7条 市長は、必要に応じ、公園愛護活動の実施状況を調査し、その活動内容等に関し、指導及び助

言をするものとする。

2 活動内容に係る連絡は、公園管理の事務を所管する課等で行うものとする。

(報償金)

第8条 市長は、愛護会に対し別表に定める報償金を交付することができる。

(報償金の交付)

第9条 前条の報償金は、毎年度9月及び3月に分割交付する。

2 報償金の交付を受けようとする愛護会は、公園愛護活動報告書(第3号様式)に公園愛護活動の実施が確認できる写真を添付して、市長にその活動状況を報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、報償金を交付するものとする。

(報償金交付の取消し及び変更)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、報償金交付を取り消し、又はその額を変更することができる。

(1) 愛護会が、虚偽の報告をしたとき。

(2) 街区公園等の廃止その他の理由により、報償の必要を認めなくなったとき。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則(平成2年3月31日告示165)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成8年3月27日告示212)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日告示362)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第8条)

公園面積／1公園当たり／(1平方メートル未満切捨て)／	交付報償金(年額)
1,000平方メートル以下	30,000円
1,001平方メートル以上2,000平方メートル以下	35,000円
2,001平方メートル以上3,000平方メートル以下	40,000円
3,001平方メートル以上	45,000円

**<松尾市長>**

こちらも、提案型のご意見として受け止めさせていただいている。

市が有する緑地や遊休地を、市民の手で管理していくということで、地域の住民の役割と市の役割というところまで、細かく御提案をいただいている。こうしたものを、どのようにすれば有効に機能するものとなるかというところを検討していきたい。

今、公園愛護会が公園の一部を維持管理するというので、皆さんにも御協力いただいているところだが、その延長線上としてこうした制度を活用することで、公園緑地というものがさらに広がっていくのではないかと考えている。

**(御意見・御質問はありませんでした)**

平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	深沢－H 2 6－3
テ ー マ	「緑地の維持管理活動」補助金交付制度の創設について
内 容 詳 細	住宅地に隣接する比較的小さな緑地を、街区公園等などで実施している愛護会制度を発展させ、地域住民がより主体的に、身近な緑地を地域の庭として快適に安全に守り育てる、市民の自主的な緑の活動の誘導・支援活動等の制度の創設を要望する。
担 当 部 課	都市整備部 公園課

議題に対する回答等

市の緑地の維持管理については、市民の方に御協力いただいておりますが、それはボランティア活動を基本としております。

現在、5つのボランティア団体に緑地の維持管理について御協力をいただいておりますが、市の緑地は、立ち入りが容易でない急な斜面が多く、安全に十分注意しながら活動していただいております。

今後は、より多くの市民の方に活動していただく場を提供できるよう、その仕組みを確立してまいります。

添付資料

**<松尾市長>**

これは、愛護会制度を発展させるといった提案である。今、愛護会制度としては、それぞれ市民の方々に御協力をいただいているが、御提案いただいたような取組も、多くの方々に御協力いただけるということであれば、そうした仕組みを作ることは有効だと思うので、市民の皆さんに危険が無いような形でできるかどうかということも含めて、検討をしていきたい。

(御意見・御質問はありませんでした)

平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	深沢－H 2 6－4
テ ー マ	市内防犯灯の「ESCO 事業」による LED 灯化について
内 容 詳 細	①事業開始以前設置の防犯灯等の自治町内会への原則返還 ②停電対応型 LED 防犯灯の一部導入 ③防犯灯以外の街路灯、公園灯の「ESCO 事業」導入
担 当 部 課	防災安全部 市民安全課・総合防災課 都市整備部 道水路管理課・公園課

議題に対する回答等

①既設置の防犯灯の返還（市民安全課）

事業開始以前の防犯灯器具については、廃棄することを想定しています。産業廃棄物に該当するため、処分に費用がかかることから、ESCO事業者が産業廃棄物のマニフェストに則って処理していただくこととなります。

返還を希望される自治町内会があれば、返還について検討してまいります。返還後に廃棄処分を行う場合の費用は、自治・町内会の負担となります。

②停電対応型 LED 防犯灯の導入（総合防災課）

停電時対応型防犯灯や、送電の復旧に関わらない長期間点灯が可能なソーラー式の防犯灯については、災害時に有用であると認識していますが、限られた財政の中で、防犯灯への補助金を効果的に交付するため、停電時対応型防犯灯への補助金の創設は、現段階では難しいと考えます。

現状の補助金の制度では、新設の場合は、経費の1/2で25,000円が限度、改造の場合は、経費の1/2で12,000円が限度、ただし、LED防犯灯への改造は、限度額が20,000円となりますので、この制度をご活用いただきたいと思います。

停電時の照明確保は、夜間に災害が発生した場合の避難行動の安全確保の観点からも、重要な課題であると考えています。現在、防災の視点で、市内各所の避難誘導標識へのソーラー照明設置を進めるとともに、蓄電タイプの街路灯の試行設置について検討しており、こうした取組結果の検証を踏まえ、今後の対応について検討してまいります。

③街路灯、公園灯の「ESCO 事業」導入（道水路管理課・公園課）

ESCO 事業を採用するためには、LED化により光熱費が削減され、事業として成り立つことが必要ですが、市内の街路灯（約1,260本）と公園灯（約380本）の施設規模では、事業として採算が取れない状況です。

しかしながら、街路灯・公園灯のLED化は、維持管理の効率化や経費削減のために必要であると考えておりますので、リース方式などによるLED化について検討してまいります。

添付資料



#### <松尾市長>

ESCO事業のLED化について、課題を3ついただいている。

1点目、既存の防犯灯の返還はできそうだが、廃棄する場合は自治町内会の負担が前提になる。具体的な方法は、これから検討していきたい。

2点目、停電時対応型LED防犯灯の導入ということだが、今、このESCO事業の中では、まずは、LED化を進めていくということでの仕組みを作らせていただいているので、停電時対応型というところまでの考えは入っていない。ただ、停電対応ということでは、ESCO事業とは別に検討をしており、避難誘導標識へのソーラー照明設備の設置や、蓄電タイプの街路灯などを試験的に導入していく方向で取組を進めている。

3点目、街路灯・公園灯へのESCO事業の導入ということだが、維持管理の効率化や経費削減のためには有効だと考えているので、今後、リース方式などによるLED化について、鋭意検討を進めていきたい。

#### <琵琶苑自治会 茂木会長>

3点目のリース方式というのは、どこから誰がリースして、誰が支払う仕組みなのか。

#### <都市整備部 小磯部長>

民間事業者からのリースを考えており、まだ、全国的にそれほど多くはないが、先進事例もあるので、一般的なリースと同じような形で、今、具体的な検討をしている。支払いについては、当然、市で支払うという形で検討している。

平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

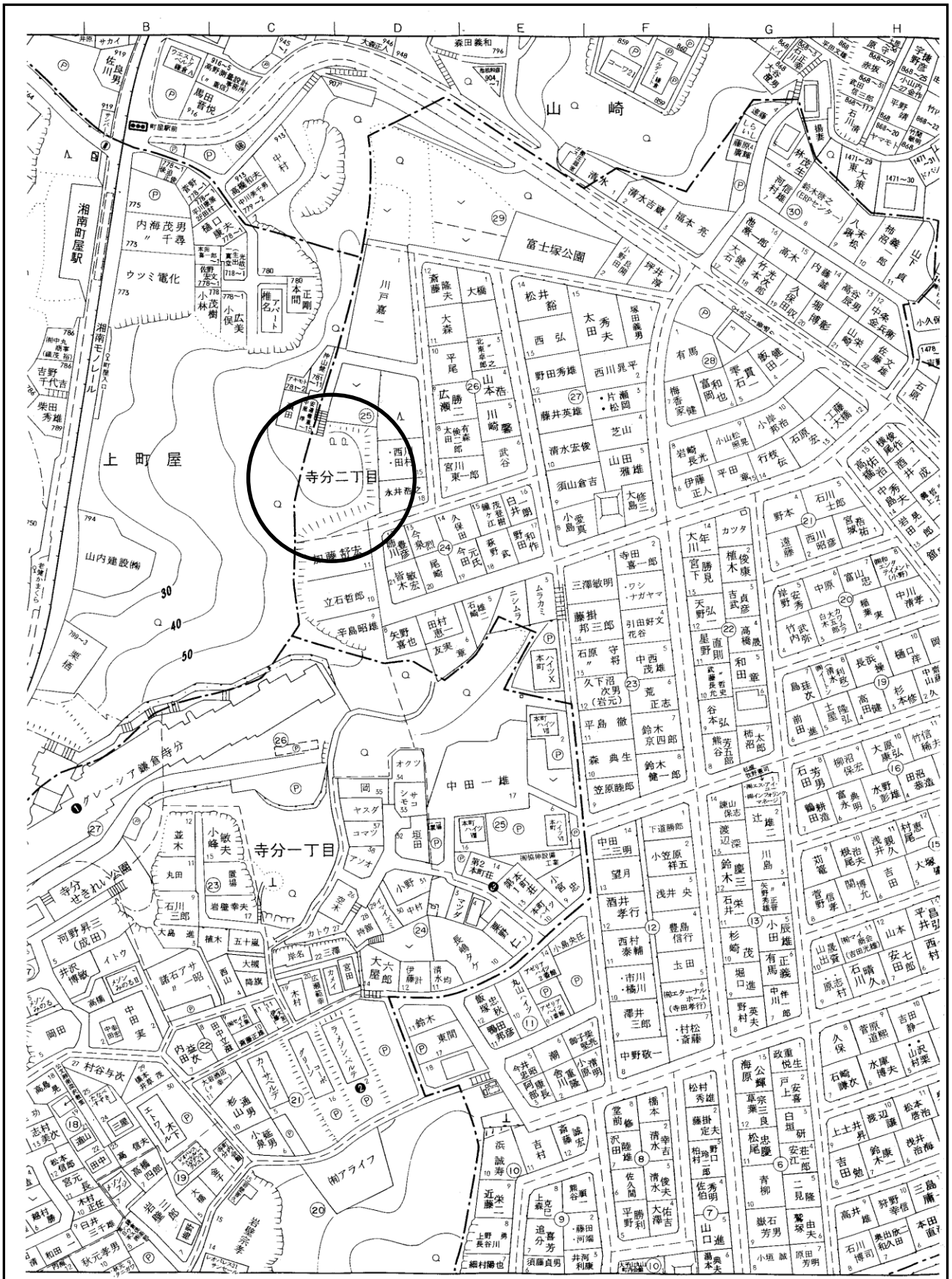
番 号	深沢－H 2 6－5
テ ー マ	富士塚の公園整備について
内 容 詳 細	先人たちが残してくれた富士塚を、市民が気楽に登ることができ、市内360度の展望と富士山が遠望できる公園として整備していただきたく要望する。
担 当 部 課	都市整備部 公園課

議題に対する回答等

富士塚緑地は、隣接する西側緑地と一体となって優れた風致、景観を有しており、この自然植生の保全を目的として、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の予定地に位置付けています。

したがって、御要望の展望を良くするといった公園的な整備までは難しいものと考えていますが、緑地そのものの景観を維持するために、引き続き危険木等の樹木の剪定や下草刈りなどを行い、適正な維持管理に努めてまいります。

添付資料	現地周辺明細地図
------	----------



海と緑の古都鎌倉で五十年

広告掲載募集中

ハウスイホーム(株)

### <松尾市長>

富士塚のある緑地は、すぐに公園的な整備をするというのは難しいが、優れた景観であるので、雑草を切ったり、木の枝を剪定したりすることで、富士山が見えるような形で展望を良くしていくような取組をしたいと考えている。

### <寺分町内会 秋元会長>

富士塚へは、北からは入ることができるが、南側の寺分一丁目からは、以前、上町屋との境界沿いにあった「狐坂」という小道を利用して登っていた。現在この道は、「この先行き止まり」という標識しかなく危険な箇所もあるので、市道としての体をなしていない。この道を廃道にするのなら、それなりの手続きをお願いしたいし、しないなら、市道管理の点からも少しお考えいただきたい。

### <都市整備部 小磯部長>

富士塚は、特別緑地保全地区として予定しているので、その中で一定の整備は行う。

南からの市道は、マンションが建てられた時に一部廃道にしていると記憶しているが、現在、どこまでが認定している道路かというのを調べた上で、市道として認定していれば、当然、通行ができるような形をとる必要があるので、何らかの整備はしたいと思う。

#### 《後日対応 — 都市整備部道路課》

寺分一丁目から富士塚に登る道は、市道として認定しておりますが、道路形態がないことを現地で確認いたしました。現地の地形から、道路として整備を行うことは困難でありますので、廃道することも視野に入れ、この道路のあり方について検討してまいります。

平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	深沢－H 2 6－6
テ ー マ	災害時の弱者対策について
内 容 詳 細	災害対策基本法が改正され施行されたが、鎌倉市の対応とそれに対する町内会の役割についてご説明いただき、特に援護を必要とする弱者対策についてのご期待を具体的にお示しいただきたい。
担 当 部 課	防災安全部 総合防災課

<b>議題に対する回答等</b>	
<p>大規模災害時には、行政の支援は限られたものとなることから、「自助」「共助」の視点に立った日ごろの備えが重要となります。</p> <p>昨年6月の災害対策基本法改正を受け、現在、鎌倉市において、避難行動要支援者名簿の作成に着手しています。</p> <p>名簿の完成後に、ご本人の同意を得て、この名簿を平常時から地域に提供し、地域における個別支援計画の策定をめざしていきます。</p> <p>今後、自主防災組織や自治会・町内会など、地域における「共助」としての支援の担い手となる皆さまに、避難行動要支援者名簿の提供についての説明や、要援護者一人ひとりの個別支援計画の策定作業への協力をお願いしたいと考えています。</p> <p>災害時要援護者対策に限らず、防災対策の推進には、「自助」「共助」「公助」の役割分担と連携が重要となります。</p> <p>引き続き地域の皆さまのご協力をお願いします。</p>	
添付資料	

### <松尾市長>

災害対策基本法の改正を受け、鎌倉市でも、避難行動要支援者名簿の作成に着手している。名簿完成後は、本人の同意を得た上で、平常時から地域に提供させていただき、地域における個別支援計画の策定を目指していきたい。

また、こうした個別支援計画を実際に担うのは、やはり、地域の方々なので、今後、計画の策定に当たっては、地域の御協力をお願いしたいと考えている。

### <梶原町内会 山井会長>

本人の同意が得られたら公開するという事は、名簿を作成する時は、初めから公開を前提として収集するわけではないのか。

### <防災安全部 長崎次長>

従来は、本人からの申し出で登録をする手上げ方式で、要支援者の情報収集を行っていたが、法改正によって、自治体は、災害時に支援を要する方々の名簿を作りなさいという規定に変わったので、まずは名簿を作るという作業が先になる。そのため、現在は、住民票のデータベースや、福祉で管理している要介護者、障害者等のデータベースから、そうした方々の名簿を機械的に作る作業を進めている。

今後、地域に提供していくという作業になるが、平常時に個人情報を公開する場合は、やはり、本人の同意が必要となるので、段階を踏んで提供をしていく準備をしている。

### <琵琶苑自治会 茂木会長>

先日、横浜で個人情報保護法の説明会があり、そこで事例としてあげられたのが、町内会から面倒を見てもいいという人が見守り隊を作り、いわゆる災害弱者の方と面接をした上で、本人がこの方ならいいですよと言って選んだ方が、声がけなどをしているというものであった。

鎌倉市が町内会に共助として期待していることは何なのか。町内会によっては高齢化していて、とても人の面倒まで見られないという所もあるだろうから、そういった基準を具体的に示していただかないと、町内会としてもどうしたらいいのかわからない。

### <防災安全部 長崎次長>

今、市で作っている名簿を基に本人の同意を取り、次に各町内会や自主防災組織に名簿を提供し、個別支援計画の作成をお願いするというのが最終的な目標であるが、それを、今の先行事例のような実効性のある支援計画にするためには、やはり、福祉活動や町内会のコミュニティ活動といった、平常時の付き合いの中で関係を築き、いざという時も、そういった支援の輪の中で実行していただくのが望ましい姿だと思っている。

そういった支援体制を構築していくために、市はまず、各地区での要支援者の情報を提供していくが、人数によっては、支援する側の負担が大きくなることもあるので、個別支援計画を作成していただく際には、地域に投げっ放しではなく、面接なども行いながら一緒に考えていきたい。

### <梶原町内会 山井会長>

要支援者、要支援者は恒久的なものではないので、更新していかないと意味が無いと思うが、名簿は毎年更新されるのか。

### <防災安全部 長崎次長>

今、専用のシステムを作り、そこに名簿を登録しているが、当然、住民票等のデータベースと連動しているので、例えば、お亡くなりになったとか引越されたといった情報は逐次反映される。更新頻度については、これから相談させていただくが、少なくとも、常に新しい情報に更新をしていく必要があるということは、当然考えている。

**<梶原町内会 山井会長>**

お年寄りなどに限らず、例えば、妊婦さんなどピックアップできるのか。

**<防災安全部 長崎次長>**

防災計画の中では、支援を必要とする方の定義に、乳児や妊婦、言葉の通じない外国人の方も要支援者という定義に入るが、この名簿における要支援者については、現在のところ、障害者と介護を必要とする方、一定年齢以上の高齢者を基本に考えている。

妊婦等はむしろ、地域の中で把握が可能だと思うし、手上げ方式で登録していただく制度も引き続き残すので、既存の制度と折り合いを付けながら進めていきたい。

平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	深沢－H 2 6－7
テ ー マ	軽度認知症検診や予防対策の実施について
内 容 詳 細	高齢化に伴い、認知症の予防が重要と考えるので、軽度認知症（M C I）の検査を検診に取り入れたり、その対象者に対する予防対策を実施してはどうか？（鳥取県の事例のようなもの）
担 当 部 課	健康福祉部 市民健康課

議題に対する回答等

今後も増えていくことが予想されている、認知症及び軽度認知症に関する施策については、改正後の介護保険法の中で、新たにメニューが追加される予定になっており、本市でもそれに沿って進めていく予定です。

現在は、認知症予防の教室として、ゲーム的要素を取り入れた運動などを行う「脳いきいき健康塾」を、年4回実施しています。

その教室の中では、一般的に用いられている認知症の簡易的な検査（鳥取大学の開発したものではありませんが）を実施しており、その結果、受診や介護保険のサービスの導入が必要と思われる方には、地域包括支援センターと連携して、当該サービス等をお勧めしています。

軽度認知症の検査方法は、いくつかありますので、それぞれのメリットデメリットをみながら、今後の導入について検討してまいります。

また、保健師が地域のサロンやサークル、老人会に伺ってお話しをする機会には、認知症予防のために、運動や規則正しい生活習慣が大切であることを、引き続きお伝えしていきたいと考えています。

添付資料	改正後の介護保険法認知症施策の今後の方向性
------	-----------------------



## \* 改正後の介護保険法認知症施策の今後の方向性

認知症を発症したら、最終的には精神科病院や施設入所というこれまでの考え方から、今後は「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることのできる社会」の実現を目指す。

### 新たなメニュー（一例）

#### ◆ 認知症初期集中支援チームの配置

認知症の人や家族に関わり、アセスメント、家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う複数の専門職のチーム

#### ◆ 認知症地域支援推進員の配置

認知症の人やその家族を支援する事業の推進役

### \* 認知症高齢者数の推計

平成24年の厚生労働省研究班の調査によると、全国で認知症の人が約462万人、軽度認知症の人が約400万人で、65歳以上の4人に1人が認知症あるいはその予備軍と推計されている。

### \* 平成25年度介護予防教室の実績

	教室	日数	コース数	実人数	延人数
一 次	スポーツクラブ 体操教室	8	4	67	459
	スポーツクラブ 筋力アップ教室	8	4	38	268
	社交ダンス	6	2	32	140
二 次	総合介護予防教室	16	7	87	942
	運動器の機能向上教室	8	8	69	450
	総合介護予防短期コース	6	12	72	340
	運動器の機能向上（水中）教室	10	6	50	385
	認知症予防教室	6	4	62	309

### \* 軽度認知症のアセスメントツール

#### ・ DASC-21：地域包括ケアシステムにおける認知症アセスメントシート

Dementia Assessment Sheet in Community-based Integrated Care System-21 items

#### ・ DBD13：認知症行動障害尺度

Dementia Behavior Disturbance Scale

### ＜松尾市長＞

認知症、軽度認知症の増加は、重要課題であり、介護保険法の改正の中でも、これに関する施策として、新たなメニューが追加される予定ということなので、市としても、それに合わせて検討をしていくことになる。

現在は、認知症予防教室を開いたり、保健師が地域の老人会に伺う時に、認知症予防の秘訣や取組の説明をしたりしているので、こうした多面的な取組も続けていきたい。

### ＜琵琶苑自治会 茂木会長＞

私共の自治会でも、高齢者がかなり多くなってきているが、認知症になってしまったらということだけでなく、認知症にならないようにすることも課題である。市では年に数回、教室などをやっているようだが、鳥取県のように、半ば強制的な対策をしていくのが、本当の福祉ではないかと思う。費用はかかるが、認知症になってからかかる費用よりは安いと思うので、力を入れていただきたい。

### ＜松尾市長＞

予防の観点というのは、介護のみならず医療に関しても、大変重要な視点だと思っているので、認知症、軽度認知症の取組は、介護保険法の改正の中で、具体的な施策を検討していきたい。

### ＜鎌倉グリーンハイツ管理自治会 久保田氏＞

市の教室に通わない方は、認知症の簡易的な検査を受けられないので、軽度の認知症や、その恐れがあるという人達は、気付かれないことがある。私共の自治会でも、自分は認知症ではないと言って支援を拒否されてしまうことがあるし、特に、一人暮らしのお年寄りの中には、かなり認知症の兆候が現れている方もいる。また、一人暮らしなどで市に登録すると、地域包括支援センターが年1回訪問に来るが、アフターフォローは特に無い。そういう人達に対する支援は、どう考えていくのか。今ではなくても結構だが、いずれお考えいただきたい。

### ＜健康福祉部 柿崎部長＞

年4回の「脳いきいき健康塾」の他に、認知症の予防として介護予防教室というのを、一次・二次とに分けて行っている。

一次というのは、元気な方が行うスポーツクラブの体操教室や筋力アップ教室で、年間延べ1,000人くらいの方が受けている。

二次では、もう少し踏み込んで、総合介護予防教室や機能向上教室、水中教室や認知症予防教室などを行っており、これらを合わせると、約2,000名くらいの方が受けている。

先程、会長さんもおっしゃったように、最終的に認知症にならないければ、その分介護給付費や医療費が抑えられるので、我々としては、認知症予防にあらゆる手を使っていきたい。介護保険法の改正は、夏頃にガイドラインが示されるので、その内容を見ながら、より良い検討をしていきたい。

平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	深沢－H 2 6－8
テ ー マ	山崎町内会について
内 容 詳 細	<p>山崎町内会は、深沢地区連合町内会・深沢地区社協・第 6 区の民児協に属し、深沢地域で地域の活動を行っています。</p> <p>一方、当町内会から公立へ通う児童生徒は、小学校は大船地域の児童が多数在籍する山崎小学校へ、中学校は大船地域にある大船中学校へ通学しています。</p> <p>このため、深沢地域の学校との交流がありません。将来こういう方々が当町内会の役員になった時、深沢地区との協力・連携が薄れてしまうことが心配されます。</p> <p>これを、今後、当町内会が深沢地域で地域活動を行っていく上での課題として捉え、行政及び学校での対応を一緒に考えていただくとありがたいと考えます。</p>
担 当 部 課	市民活動部 地域のつながり推進課・深沢支所

議題に対する回答等

地域での自治・町内会の活動は、地域コミュニティを形成する活動そのものであり、地域での人の連携は、災害時においても非常に大切な役割を果たすと認識をしております。

市では、現在、学区を基本とした地域コミュニティの活動についても検討を行っているところであります。

ご指摘のような、「今後のコミュニティの担い手」になるであろう世代の協力・連携が薄れてしまうことは、市としても心配です。

今後、「行政・地域として出来ることは何か」、地域と共に考えてまいります。

添付資料

山崎町内会及び周辺の町内会範囲図



### <松尾市長>

山崎町内会は、御指摘のとおり、小学校、中学校の学区と、行政区とで違いがあるが、今、急に、学区に合わせて行政区を変更するというのは難しい。

この地域の小中学生が、将来的にコミュニティの担い手となっていくことから、今後、どのような形で地域のつながりを継続していけるかという視点は非常に大事であるので、今後の検討課題として、該当地域の方々とも協議を進めていきたい。

### <山崎町内会 高井会長>

山崎町内会というよりも、行政区域と、町内会、学校、警察、消防などの横の連携について聞きたくて、このテーマを出させていただいた。

山崎は元々深沢村であり、当時は深沢小学校しかなかったが、その後、人口が増えて山崎小学校と富士塚小学校が出来たので、行政区域としての深沢地域には小学校が3つあることになるが、実際には、山崎小学校は、富士塚小学校や深沢小学校とは、何も連携していないと聞いている。

警察と消防は大船の管轄であり、その関連からか、子どもの安全を守るための「地域を見守る会」は、大船地域の今泉、小坂、大船小学校と、深沢地域の山崎小学校の4校で活動している。そのため、山崎小学校の生徒や父兄は、深沢地域の富士塚、深沢小学校との付き合いが全然無く、まして、中学は大船中学校になるので、ますます深沢地域とのつながりって無くなってしまう。

我々の世代は深沢小学校出身なので、他の町内会長さんも顔見知りが多いが、今の世代が町内の役員等になっていく時には、深沢地域の他の自治会等とは全然付き合いが無くなってしまっていると思うし、今も既に、防犯訓練等、連合町内会としての活動に当たっては、山崎町内会だけが外れているような状況になっている。

学校がどう考えているのか分からないが、今のうちに、同じ深沢地域の小学校と連携していれば、そういう心配も無くなると思っている。

### <松尾市長>

学校の連携については、山崎小学校は大船中学校の学区ということでの対応なのかなと思うが、深沢地域の小学校との連携ということで、今日いただいた御意見を学校にも伝えていきたい。

平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	深沢－H 2 6－9
テ ー マ	モノレール深沢駅下のバリケードについて
内 容 詳 細	モノレール深沢駅下の歩道部分に、約 1メートル四方のバリケードが設置されているが撤去できないか。
担 当 部 課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等

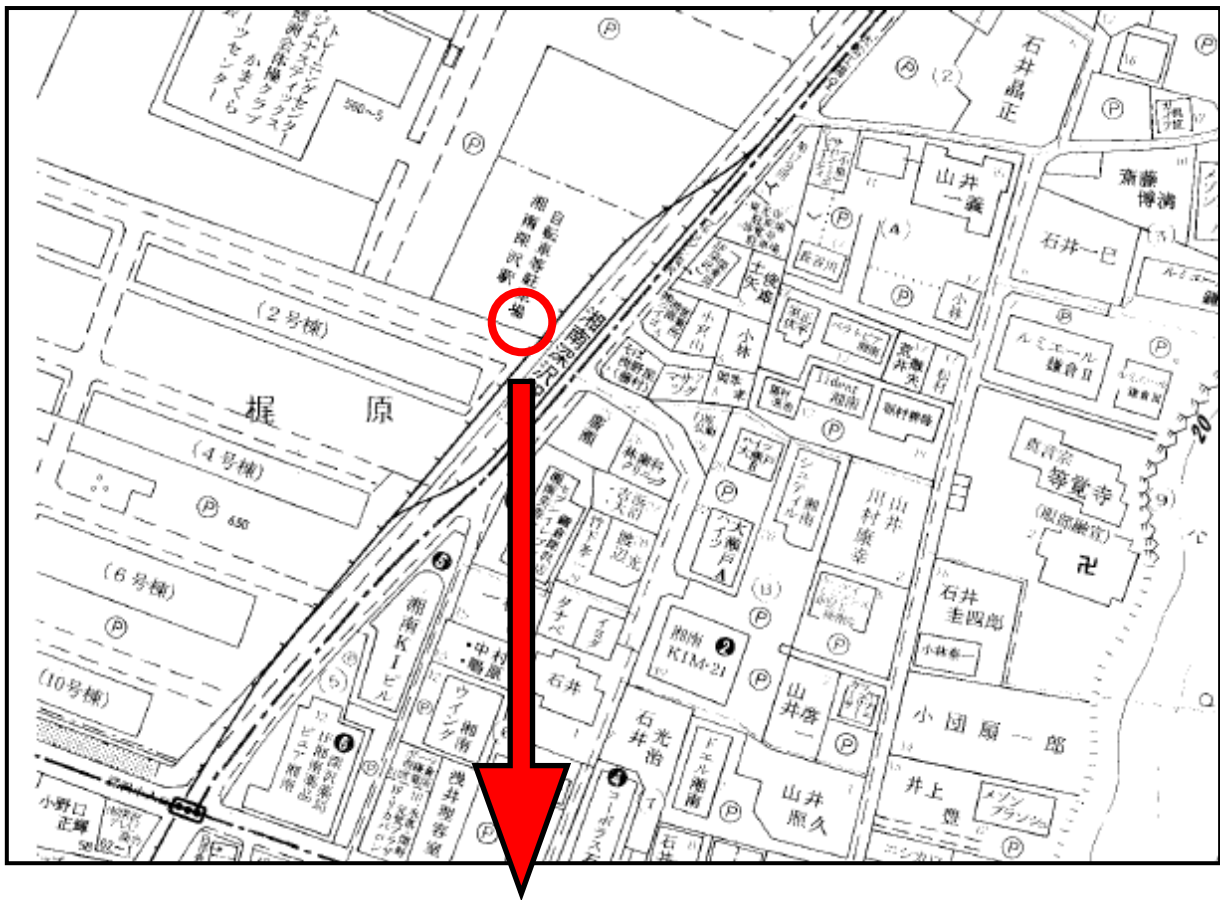
深沢駅の下歩道は、河川の上部に蓋をして歩道として利用しています。

この度のご指摘の箇所は、蓋がたわんでしまい低くなったところに水溜りができて、歩行者の通行に支障が出たため、蓋に水抜き穴を開けて溜まった水を下の河川に排水する処置をしており、歩行者の安全のために仮囲いを設置している状況です。

この仮囲いにつきましては、本年度、当該箇所の蓋を改修し、撤去する予定となっておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

添付資料	現地地図・写真
------	---------

# モノレール深沢駅下のバリケード



**《お詫び》**

当初、御出席の皆様にお配りいたしました回答書及び資料は、誤った場所についての内容でお配りしてしまいました。申し訳ございませんでした。

本報告書におきましては、正しい場所についての内容に差し替えさせていただいておりますので、御了承ください。

**＜深沢支所 山田支所長＞**

お手元の資料は、御指摘いただいた場所と違う内容でお配りしてしまったので、正しい回答を、私のほうから御説明させていただく。

お尋ねの場所は、モノレール湘南深沢駅舎のちょうど真下の歩道で、水が溜まってしまう部分があるため、1メートル四方を仮囲いしている状況である。担当課に確認したところ、蓋が損傷しているため、今年度中の早い時期に対応するという回答を得ている。

(御意見・御質問はありませんでした)



平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	深沢－H 2 6－1 0
テ ー マ	深沢多目的スポーツ広場の継続利用について
内 容 詳 細	<p>深沢多目的スポーツ広場は、市民のスポーツリクリエーションの貴重な場となっているが、国鉄跡地周辺整備の都市計画決定後は、同広場も含めて仮囲いすると聞いている。これは、同施設から市民を締め出すことになり、「スポーツ振興基本計画」のスポーツの拠点づくりの施策と反することになるのではないかと懸念されている。</p> <p>また、同広場は広域避難場所にも指定されていることから、不安を感じている市民も多くいるため、この広場を維持していくよう、除外して仮囲いをするという考えはないかと懸念されている。</p>
担 当 部 課	拠点整備部 深沢地域整備課

議題に対する回答等

多目的スポーツ広場については、深沢地域整備事業用地として、旧国鉄清算事業団から取得した用地の一部で、事業が開始されるまでの間、平成11年度からスポーツ施設として市民の利用に供しているものです。

深沢地域整備事業は、現在、都市計画決定手続きを進めており、法手続き終了後、すみやかに工事着手することとしており、今後、計画する工事展開にそって順次整備していくこととなります。

当該スポーツ広場等についても、土地利用計画における行政施設用地に係る工事時期となった段階では、仮囲いを設置し工事を行うことになり、工事中は利用ができなくなります。

本市としても、スポーツ施設として多くの市民に利用されていること、また広域避難場所の指定を受けていることに鑑み、工事展開上可能な限り利用していただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

工事により使用ができない間の代替となりうる用地については、引き続きスポーツ課が他の市有地の活用検討や、民間企業のグラウンドの借り受けの可能性について協議を進めることとしています。

なお、広域避難場所については、工事期間中は指定を解除することになりますが、天災等の非常時の場合は、工事を一時中断するなど、臨機応変に対応していきたいと考えています。

添付資料

**<松尾市長>**

深沢の多目的スポーツ広場は、鎌倉にとっても大変貴重な場所であるため、都市計画決定後も、可能な限り利用できるような工夫を検討していきたい。併せて、この場所が使えなくなる段階になった場合には、代替地の検討も行っている。

今でも、スポーツができる広場が足りないという意見はよくいただくので、十分にとまではいかないかもしれないが、できる限り良い方向になるよう検討していきたい。

**<梶原町内会 山井会長>**

私が言いたかったのは、今の多目的スポーツ広場をそのまま維持していただきたいということであった。鎌倉には平場の土地が少ないということなので、財政的な面からもこの場所を維持して、将来にわたってスポーツ広場として発展させていくような施策は考えられないか。

**<松尾市長>**

今の計画では、国鉄跡地周辺総合整備全体の中で、この多目的スポーツ広場と同等程度の広場の設置を予定している。また、総合体育館の整備も併せて行うことで、スポーツができる環境を充実させていきたいと考えている。

平成 26 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	深沢－H 2 6－1 1
テ ー マ	その他地域の課題について
内 容 詳 細	①梶原川沿いの街路灯の設置について ②常盤「火の見下バス停」付近へのカーブミラーの設置について ③梅林にかぶさる竹・雑木伐採について
担 当 部 課	都市整備部 道水路管理課・作業センター 教育部 文化財課

議題に対する回答等

※ 本テーマについては、安全性や緊急性の面から、既に自治会と市担当課間でお話をさせていただいておりますが、地域としての課題であることから、その対応状況を皆様にもお知らせするものです。

①梶原川沿いの街路灯の設置について

深沢小入口から古館橋に抜ける道路に面して梶原川が流れているが、JR社宅が壊されたり、退去している状況下において、川沿いの歩道が暗くて危険である。街路灯の設置をおねがいしたい。

【都市整備部 道水路管理課 回答】

防犯灯は、自治・町内会、街路灯は道路管理者が設置するものであり、市が街路灯を設置するにあたっては、交通量・見通しなどを考慮して、危険度の高いところから設置していることをご説明し、御理解をいただきました。

(次ページあり)

**②常盤「火の見下バス停」付近へのカーブミラーの設置について**

殿入川沿いの旧道から県道に出る、火の見下バス停付近の大塚川脇(打越側)にカーブミラーを設置していただきたい。

**【都市整備部 作業センター 回答】**

設置要望箇所については、市道と県道との交差点部分であり、見通しも良くないことから、カーブミラーの設置が望ましい箇所であると判断します。

しかし、カーブミラーの支柱を設置しようとする場所が、大塚川を覆蓋して整備された歩道になっているため、構造上支柱の基礎が造り得ない状況であります。

今後は、基礎ができる場所の確保が可能かなどの詳しい調査が必要であり、また道路管理者の県藤沢土木事務所との協議や、必要によっては交通管理者の警察署との協議も必要になることが想定されることから、設置の可否も含め、更に検討してまいります。

**③梅林にかぶさる竹・雑木伐採について**

常盤618番地裏山のお花畑付近に梅林があるが、ここ数年全く手入れがなされておらず、竹林や雑木林となっており、先日の大雪で梅林側に大きく倒れ掛かっている。除去していただけないか。

この場所は神奈川県所有地、鎌倉市所有地で市管理のどちらか。

**【教育部 文化財課 回答】**

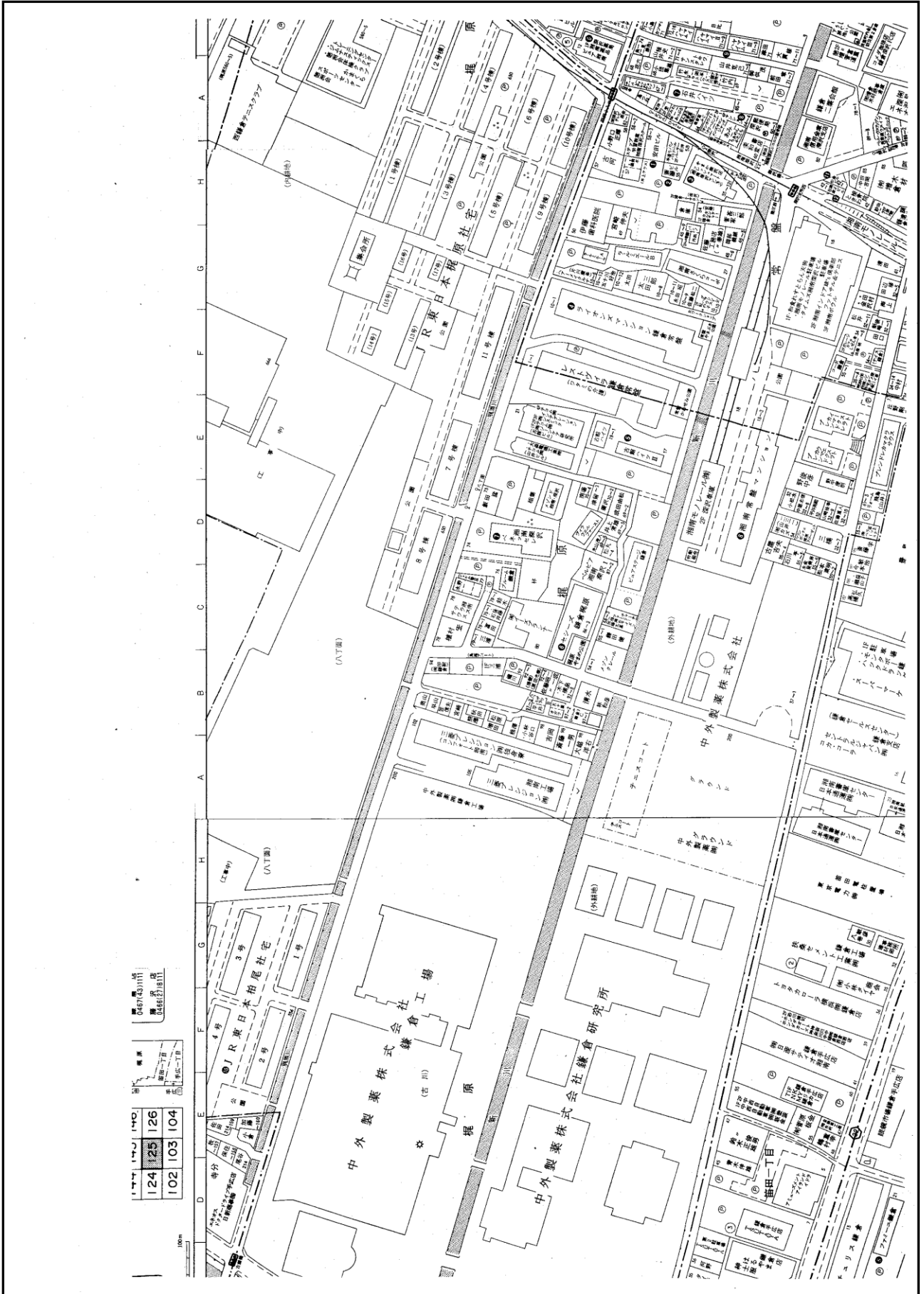
文化財課で現地確認したところ、当該地は、鎌倉市の所有地であることが判明しました。

そのため、倒れ掛かっている数本の樹木については、早急に処置すること、また、その他の樹木の処理については、作業予定に組み入れ、準備が整い次第処理することを文化財課から説明し、ご了解をいただきました。

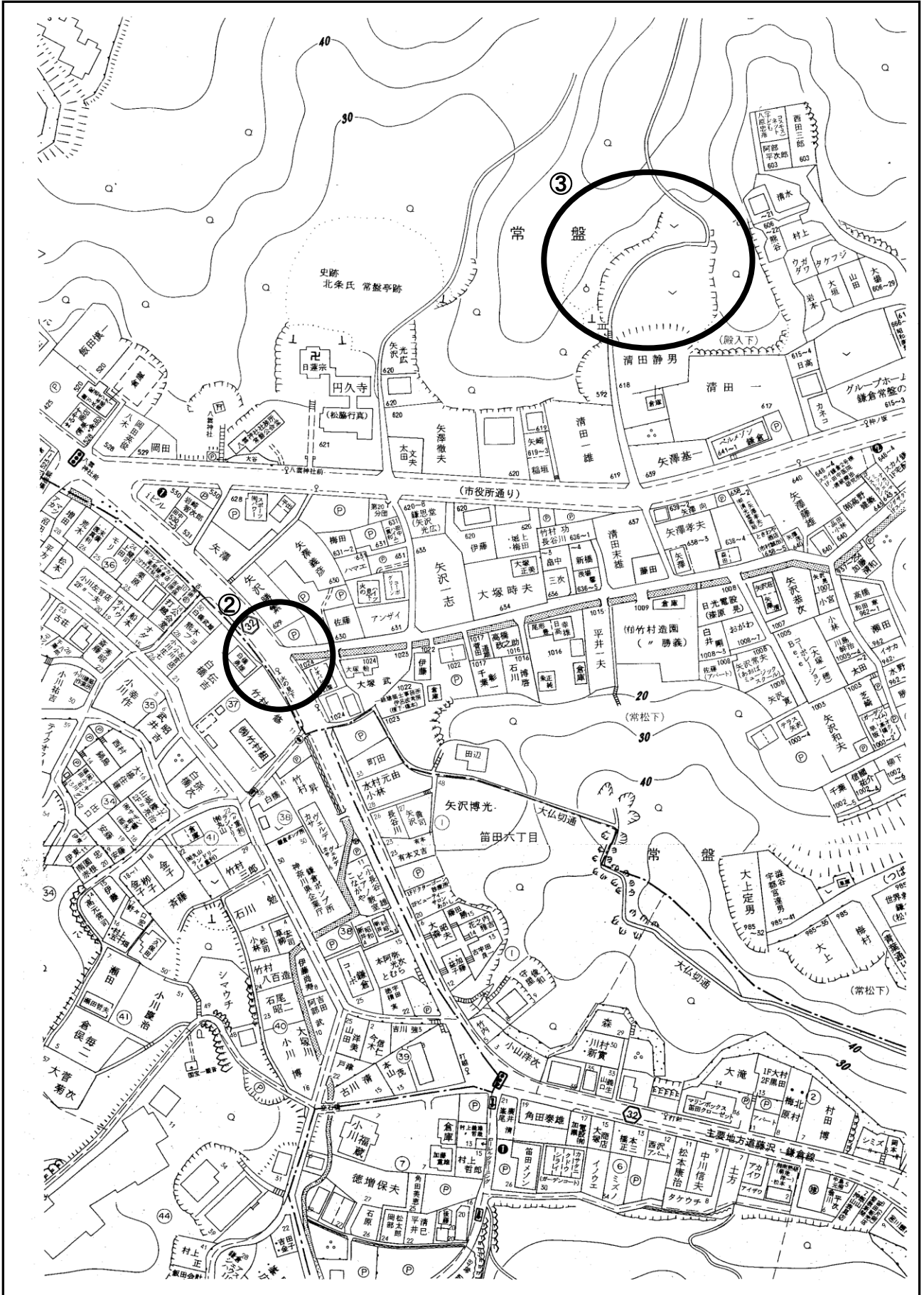
添付資料

- ・①梶原川周辺明細地図
- ・②③現地周辺明細地図

①梶原川周辺明細地図



②③現地周辺明細地図



### ＜松尾市長＞

その他の課題として、現在、既に対応が進んでいる案件について、3点報告させていただく。

1点目、梶原川沿いの、今、JR社宅が撤去されている所への街路灯の設置だが、街路灯の設置に当たっては、交通量や緊急性等を勘案して設置しているため、この場所は、現時点では優先順位としてはあまり高くないという判断をさせていただいている。

2点目、火の見下バス停付近へのカーブミラーの設置だが、川沿いの道を抜けてきた車が県道に出る所の交差点ということで、カーブミラーの設置が望ましいとは考えているが、設置に当たって、この川が支障となるため、どのような形で設置できるか今、協議をさせていただいている。

3点目、梅林にかぶさる竹などの伐採だが、調べたところ、この場所は市有地であったため、早急に処置をする方向で作業予定に組み入れ、順次処理をしていく予定としている。

### ＜常盤町内会 矢澤会長＞

1点目の梶原川沿いの街路灯の件だが、私共、常盤町内会の住民というよりは、むしろ、その先の梶原の飛地や、笛田リサイクルセンターのほうの住民が、通勤や通学で、この梶原川の上に設置された歩道を通っており、この歩道部分が、JRの住宅が無くなったことで、暗くなっている。

確かに、交通量等を考えると、言われることはわかるが、特に子ども達の安全を考えると、街路灯は付けていただきたいと考えている。

2点目、3点目については、既に回答いただいているので、早めの対応をお願いしたい。

## 【その他のテーマについて】

### ＜笹田東芝町内会 押切会長＞

第3部のテーマは、この場で初めて見る形になっている。町内会を代表して出席しているので、これを事前に見ることができれば、私の考えもまとまるし、町内会の皆さんに事前に意見を伺うことも可能だと思うので、そこを配慮していただければ、有意義な懇談会になるのではないかと思います。

### ＜松尾市長＞

懇談会の開催時期については、ちょうど皆さんの役選時期にも重なるため、テーマ選定が難しいとか、今おっしゃったように、事前にテーマが分かっていたら、地域の中でもう少し議論ができるということはあると思う。

様々なメリット、デメリットがあると思うが、開催時期の設定については、あらためて検討をさせていただき、より良い形にできればと思う。

### 《後日対応 — 経営企画部秘書広報課》

ふれあい地域懇談会は、多くの自治町内会が新しい役員に代わられた6月以降で、かつ、市の次年度予算編成に間に合う9月までに開催することが適切であろうということから、毎年、夏の時期に実施しており、それに合わせる形で、各地域におけるテーマ選定等の手続きも、新年度早々の4月に依頼させていただいております。

各地域からお出しいただくテーマについては、各自治町内会連合会において十分に御議論いただいた上で御提出いただいているものと認識しておりましたが、いただいた御意見によりますと、期間的に厳しいといった状況が見られるようですので、来年は開催日を7月中旬以降に遅らせるとともに、テーマ選定等の手続きの開始を3月に前倒しするなど、地域での議論の時間を長く設けられるような方向で検討をいたします。

### ＜鎌倉グリーンハイツ管理自治会 久保田氏＞

私共の近くに、銭洗い弁天があり、土曜日、日曜日になると車で来る観光客が大変多い。源氏山入口のバス停から銭洗い弁天に入る道があるが、住民を除いて土日は10時から17時まで進入禁止であるため、グリーンハイツ前の片側1車線の道に違法駐車車の車が並んでしまい、中にはマンション住民の個人の駐車場に停めてしまう人もいる。

警察のパトロールは夕方3時から4時くらいに来るため、取り締まれるのはせいぜい5、6台で、また、それを承知している観光客も多いので、その時間だけは運転手が乗っていたりする。ここに駐車されると、バスが片側しか走れなくなるが、近くに公園があって子どもの自転車も多く、いつ事故があっても不思議ではない状況にあるので、何とかそれを未然に防止したい。

市としても、そうした状況を承知していただくとともに、警察にもパトロールの強化などをお願いしたいし、できれば、道路に「駐停車禁止」や「駐車禁止」といったものを書いていただけるとありがたい。

### ＜笹田東芝町内会 押切会長＞

確かに土日は、車で来る観光客が多い。やはり観光地なので、市には駐車スペースの工夫を考えてほしい。以前は、八雲神社の所にバスの駐車場があったが、今は閉鎖されているので、観光でバスさえ停める場所がなくて右往左往している。駐車場対策として何か考えていただければ、もっと鎌倉市が潤うのではないかと思います。

### ＜松尾市長＞

土日の違法駐車の際は、我々からも警察に伝えていきたい。具体的な対応は、また、地元の皆さんと協議しながら進めていきたい。



### <都市整備部 小磯部長>

違法駐車は、交通管理者である警察の所管であるが、路面表示については、道路管理者である市ができることである。ただし、それには警察との協議が必要なので、そこは確認をしてみる。

また、看板等の掲出はできると思うので、それについては、会長さんと御相談させていただきたい。

#### 《後日対応 — 都市整備部道路課》

土曜日、日曜日の違法駐車への対応や、「駐車禁止」等の規制標示につきましては、警察の管轄であるため、御要望を警察に伝えました。

警察からは、土日に特別な対応をとることや、標識以外での規制標示は行えないが、通報していただければ取締りを行うとの回答でした。

なお、市で実施可能な対策といたしまして、8月21日に、駐車しないよう注意喚起を促す看板を2箇所を設置いたしました。

### <鎌倉山萩郷自治会 田所氏>

年間2,000万人の観光客が鎌倉に来ており、それによって観光の主体者である商売も潤わなければいけないけれども、重要なのは、鎌倉市が潤わなければ困るということである。現状、どのように市自体が潤っているのかという数値について教えていただきたい。

### <松尾市長>

鎌倉は観光地と言われているが、実際は、市民税や固定資産税が多くを占めている。人が多く来るので、例えば、商店街の土地価格が上がって、それで固定資産税が高くなるといった影響はあると思うが、観光による直接的な収入というのは少ない。実際に、小町通り等の店舗は市外の資本が多く、あそこにお金が落ちてても、市の税収にはほとんど影響が無いので、そういった点は、市として非常に大きな課題になっている。

今、市内でも、様々な研究をしており、例えば、観光客の方がJRのSuicaをかざすことで、1人100円くらい寄付してもらおう仕組みができれば、2,000万人で20億円になるので、そういった施策も検討しているが、これも、法律の規制などがあり、具体化するのに少し時間がかかる。

ただ、今、延べ人数で年間2,300万人の観光客が来ており、週末は江ノ電が1時間待ちであったり、歩くのもままならないといった状況もあって、非常にストレスが高くなってきているので、緊急の課題として検討している。皆さんからも、アイデアや御意見をいただければと思っている。

### <常盤町内会 矢澤会長>

先日、高齢の母を病院に連れて行くため、市役所通りを車椅子で通ったが、あの道の歩道は、道路から10センチくらい高く、なおかつ切り込みが入っているので、車椅子では歩道が通れず、ずっと車道を通って病院まで行った。

市役所通りが出来た当時は、その歩道のあり方で良かったのだろうが、今の歩道は、車道との段差があまり無いような形になっている。県道のほうは、2、3年前に県のほうである程度修繕されたが、市役所通りは、特に、八雲神社から長谷大谷戸までの所が、特に歩きにくいと感じており、つまりいて転ぶ子ども達もいるので、施設だけでなく、道路のリニューアルも考えていただきたい。

### <都市整備部 小磯部長>

御指摘の件は、他の所でも承っている。歩道の段差切り下げを行う箇所は、今、806か所あり、各地点で順次改修しているが、歩道全部のフラット化というのは、沿道の家屋とのすり付けの部分など難しい問題があるので、できる所からは順次改修している。

そういったことで、すぐにというのは難しいが、市役所通りも含めて、全ての道路の改修を考えているのは事実なので、御理解いただきたい。



# 付 録

## 当日配布資料

- 1 避難勧告、避難指示等の発令基準の見直しについて
- 2 ご存知ですか？ 生ごみ処理機購入費助成制度
- 3 〔平成26年度版〕非電動型生ごみ処理機の一部を市役所の窓口で販売します！
- 4 楽しくごみを減らせるアプリ「鎌倉ごみバスターズ」
- 5 「リユース食器」を使ってみませんか？
- 6 捨てる前に「リユースネットかまくら」に登録しよう！
- 7 鎌倉市市政e-モニター登録の御案内

**※ 付録の資料は、別ファイルをご覧ください。**